

パブリックコメント意見募集 閲覧用（資料の配布はしていません）

河内長野市第3次障がい者長期計画

（案）

平成30（2018）年3月

河内長野市

問い合わせ先：河内長野市原町一丁目1番1号
河内長野市役所 保健福祉部 障がい福祉課
0721-53-1111

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけと期間	5
3. 計画の策定方法	7
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	8
1. 河内長野市における現況	8
2. 障がい者施策の実施状況と課題	11
3. 市民の意識	19
4. 今後の施策推進に向けた課題	43
第3章 計画の基本的な考え方	45
1. 基本理念及び基本方針	45
2. 施策展開の基本方向	46
第4章 推進施策	47
1. 互いに理解し支えあうまち	48
2. 安心して生活できるまち	55
3. 自分らしく学び、活動できるまち	64
第5章 計画の推進に向けて	72
1. 計画の進行管理	72
2. 計画推進体制の充実	72
参考資料	73
1. 策定体制と経過	73
2. 用語の解説	79

※「便宜上元号を「平成」とし、平成31年5月以降新元号に読み替える

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景と趣旨

本市では、平成20(2008)年3月に「河内長野市第2次障がい者長期計画」(以後、「第2次計画」とします。)を策定し、「ノーマライゼーション」及び「リハビリテーション」を基本理念とし、障がいの有無に関わらず、すべての人が平等に社会の構成員として生活ができるとともに、障がいのある人が生きがいを持って社会参加できる地域社会をめざし、障がい者福祉施策の推進を図ってきたところです。

一方、国においては障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」とします。)の批准に向けた取り組みとして、障害者基本法をはじめとして障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」とします。)、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」とします。)及び障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」とします。)等の国内法の整備が進められてきたところで、障害者権利条約における基本的な考え方は次のとおりとなります。

- ①障がいは心身の機能の障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生じるものである。
- ②障がいに基づく差別の禁止や合理的配慮の提供の確保のための措置を講ずることが必要である。

また、障がいの有無にかかわらず、個人として尊重されることが必要であり、相互に人格と個性を尊重しあいながら、共生する社会の実現をめざして、障がい者施策は講じる必要があります。

このたび「第2次計画」の計画期間が平成29(2017)年度をもって終了することから、新たに平成30(2018)年度を初年度とした「河内長野市第3次障がい者長期計画」(以下「本計画」とします。)を策定するものです。

なお、本計画は国における制度の内容や社会情勢・ニーズ等を踏まえ、「第2次計画」を承継・発展させるものとして、障がいの有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し、支えあう共生社会の実現をめざし、本市の障がい者施策を総合的計画的に取り組むための基本的な方向性を示すものです。

◆法令の改正など

《障害者基本法》

公布・施行	・平成23(2011)年8月5日公布・一部施行（障害者基本法の一部を改正する法律）、平成24(2012)年5月21日最終施行
背景	・平成18(2006)年12月に国連総会で採択された障害者権利条約の批准に向けた国内法整備の一環として改正。
主な内容	・障がい者の権利擁護、差別防止、自立及び社会参加の支援などを明文化 ・障がいと社会的障壁によって日常生活や社会生活に制限を受ける人を障がい者とする「社会モデル」に基づく障がいの概念や、合理的配慮の概念が盛り込まれる。 ・発達障がい、難病患者など障がい者の範囲が拡大される。

《障害者総合支援法》

公布・施行	・平成24(2012)年6月27日公布、平成25(2013)年4月1日施行（地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改題）、平成26(2014)年4月1日最終施行 ・平成28(2016)年6月3日改正・一部施行、平成29(2017)年4月1日最終施行
背景	・障がいのある人々が利用できるサービスの充実や推進を図るため、障害者自立支援法が施行され、その後、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うことの目的として、障害者総合支援法へ改正。
主な内容	・利用者負担（応能負担が原則）や障がい者の範囲の見直し（発達障がい者等を対象として明確化）、相談支援の充実（計画相談支援の導入）。 ・障がい者の範囲に難病患者が加わる、共同生活介護の共同生活援助への一元化、重度訪問介護の対象拡大、支給決定過程の一部見直しなど。

《障害者差別解消法》

公布・施行	・平成25(2013)年6月26日公布・一部施行、平成28(2016)年4月1日施行
背景	・平成18(2006)年12月に国連総会で採択された障害者権利条約の批准に向けた国内法整備の一環として改正。
主な内容	・行政機関や民間事業者等における障がいを理由とする差別的取り扱いによる権利侵害行為を禁止するほか、社会的障壁の除去を必要としている障がいのある人がいる場合に、その実施に向けて必要かつ合理的な配慮がされなければならない（行政機関は法的義務、民間事業者は努力義務）と規定。

《障害者雇用促進法》

公布・施行	・平成25(2013)年公布、平成28(2016)年4月1日施行、平成30(2020)年4月1日最終施行
背景	・平成18(2006)年12月に国連総会で採択された障害者権利条約の批准に向けた国内法整備の一環として改正。
主な内容	・雇用分野における障がい者差別の禁止や合理的な配慮の提供義務が定められる。 ・法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加える。

《児童福祉法》

公布・施行	・平成22(2010)年12月10日改正、平成24(2012)年4月1日最終施行 ・平成28(2016)年6月3日改正、平成30(2020)年4月1日最終施行
背景	・障がい児を対象としたサービス提供体制の見直し。
主な内容	・障害者自立支援法（当時）と児童福祉法に分かれていた障がい児を対象とした施設・事業が児童福祉法に基づくサービスに一元化され、市町村が支給決定する障がい児通所支援と、都道府県が支給決定する障がい児入所支援が創設される。 ・地域の療育支援の中核施設として、児童発達支援センターが位置づけられる。 ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築に向けた取組みなどが規定される。

《障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律》

(障害者虐待防止法)

公布・施行	・平成23(2011)年6月24日公布、平成24(2012)年10月1日施行
背景	・障がい者の尊厳を害する虐待を防止し、障がい者の自立及び社会参加を推し進めるために制定。
主な内容	・市町村に「障がい者虐待防止センター」を設置し、事実の確認や虐待の認定、支援方針の策定などを行うことが定められる。 ・養護者や障がい者福祉施設等の従事者などによる虐待に対する支援や対応策などの具体的な体系が定められる。

《国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律》

(障害者優先調達推進法)

公布・施行	・平成24(2012)年6月27日公布、平成25(2013)年4月1日施行
背景	・障がい者就労施設で就労する障がいのある人や在宅で就業する障がいのある人の経済面の自立を進めるために制定。
主な内容	・国や地方公共団体、独立行政法人等の公的機関により、障がい者就労施設等から優先的・積極的に物品やサービスを調達する取組みについて規定。

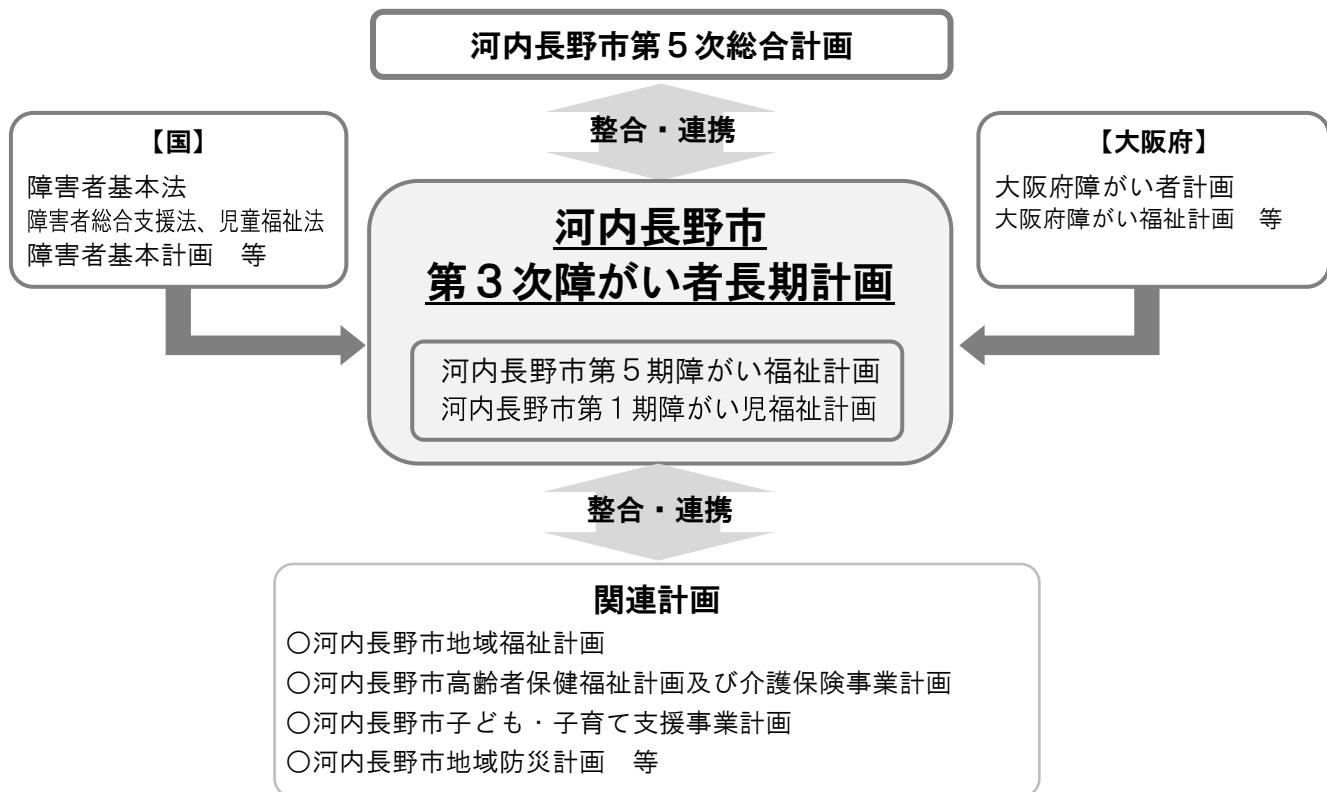
2. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策の基本的な計画となるものです。

また、国や大阪府の定める計画等の内容を十分に踏まえ、「河内長野市第5次総合計画」や福祉分野における各関連計画等との整合・連携を図りながら策定しています。

計画の位置づけ



(2) 計画の期間

本計画の期間は、平成30(2018)年度から平成39(2027)年度までの10年間とします。なお、社会情勢の変革や法制度の改正等に柔軟に対応できるよう、必要があれば計画内容を見直すこととします。

「障がい者長期計画」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」の計画期間

年度	平成 24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)	35 (2023)	36 (2024)	37 (2025)	38 (2026)	39 (2027)	
障がい者 長期計画	第2次					第3次障がい者長期計画											
障がい 福祉計画	第3期			第4期			第5期障がい 福祉計画		第6期		第7期		…				
障がい児 福祉計画	第1期障がい児 福祉計画					第2期		第3期		…							

※ 「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障がい福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障がい児福祉計画」として、障がい福祉サービス等に係る見込量等を定めるもので、別途策定するものです。

(3) 障がいのとらえ方

従来は心身の機能の障がいのみに起因するという考え方で、障がいをとらえてきたところですが、「障害者権利条約」の考え方から、障がい者が日常生活または社会生活において受ける制限は、心身の機能の障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生じるものであるとされているところです。

この考え方から本計画においては、障がい者手帳の有無に関わらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病などその他の心身の機能の障がい及び社会的な障壁があるために、日常生活または社会生活の中で何らかの制限を受ける状態にある人を障がい者とします。

3. 計画の策定方法

本計画の策定にあたり、障がい者施策に関する意見や障がいのある人の生活実態等を把握することを目的に、障がいのある人へのアンケート調査や障がい者団体へのヒアリング調査等を実施しました。

策定体制については、本計画で掲げる施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、関係各課による全庁的な体制のもとで策定作業を進めるとともに、市議会議員、学識経験者、当事者代表、保健・医療・福祉関係者等によって構成される「河内長野市障がい者施策推進協議会」において審議を行いました。

また、策定にあたって広く意見を求めるため計画案を公表し、意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

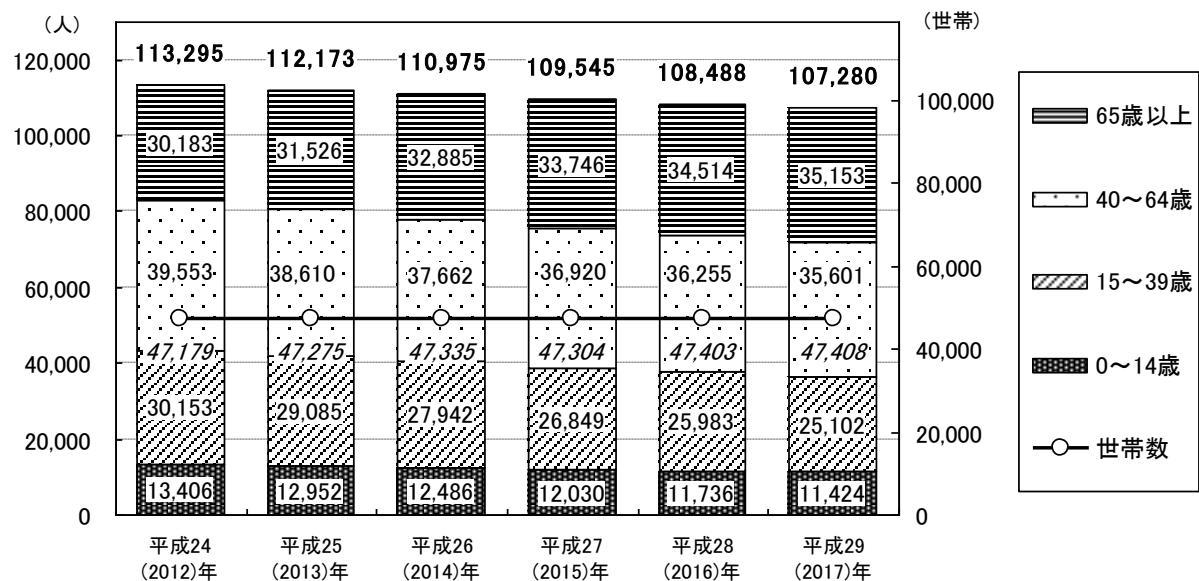
1. 河内長野市における現況

(1) 人口の推移

河内長野市の人口は107,280人、世帯数は47,408世帯です（平成29(2017)年12月末現在、住民基本台帳）。人口については減少傾向にあります。また、世帯数については世帯規模の縮小に伴い増加しています。

年齢別人口構成については、人口総数のうち0歳から14歳の年少人口割合が10.6%となる一方で、65歳以上の高齢者人口の割合（高齢化率）が32.8%と市民の3人に1人が高齢者となっています。

人口総数及び年齢階層別人口と世帯数の推移



※住民基本台帳人口（各年12月末現在）

(2) 障がいのある人の状況

《身体障がいのある人》

身体障がい者手帳の所持者数は、平成29(2017)年3月末現在4,308人となっており、平成26(2014)年以降減少傾向にあります。

障がい種別ごとにみると、肢体不自由、内部障がいの順で多く、年齢別には、18歳未満の人は手帳交付者全体の1.5%となっています。

身体障がい者手帳所持者数(人)

	総 数	肢 不 自 由	視覚障がい	聴 覚・ 平衡機能 障がい	音 声・ 言 語・ そしゃく 機能障がい	内部障がい
平成25(2013)年	4,423	2,579	268	363	53	1,160
平成26(2014)年	4,477	2,593	265	366	54	1,199
平成27(2015)年	4,387	2,516	251	360	49	1,211
平成28(2016)年	4,320	2,476	254	346	48	1,196
平成29(2017)年	4,308	2,445	256	341	49	1,217
0～17歳	66	44	2	9	0	11
18歳以上	4,242	2,401	254	332	49	1,206

注) 各年3月末現在

《知的障がいのある人》

療育手帳の所持者数は、平成29(2017)年3月末現在で820人と増加傾向にあります。障がい程度別では、重度であるAが全体の47.9%を占めており、年齢別では、18歳未満の人が27.9%、18歳以上の人人が72.1%の割合となっています。

療育手帳所持者数(人)

	総 数	A(重度)	B 1(中度)	B 2(軽度)
平成25(2013)年	705	370	164	171
平成26(2014)年	731	377	162	192
平成27(2015)年	766	384	164	218
平成28(2016)年	796	390	162	244
平成29(2017)年	820	393	173	254
0～17歳	229	81	36	112
18歳以上	591	312	137	142

注) 各年3月末現在

《精神障がいのある人》

精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は、平成29(2017)年3月末現在で867人と増加傾向にあります。また、自立支援医療（精神通院）の受給者数は、1,291人となっています。

精神障がい者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療(精神通院)受給者数(人)

	総 数	1 級	2 級	3 級	自立支援医療 (精神通院) 受給者数
平成25(2013)年	730	140	482	108	1,180
平成26(2014)年	743	92	534	117	1,023
平成27(2015)年	752	84	538	130	1,203
平成28(2016)年	838	90	579	169	1,206
平成29(2017)年	867	83	597	187	1,291
0～17歳	30	1	17	12	
18歳以上	837	82	580	175	

注) 各年3月末現在

2. 障がい者施策の実施状況と課題

第2次計画における障がい施策の主な実施内容や項目ごとにおける今後必要とされる取組み内容などについて整理を行いました。

①啓発・交流

障がいへの理解を深めるための啓発活動や福祉教育、職員研修等の実施に努めるとともに、ボランティア等市民公益活動の促進・支援を図ってきました。

引き続き、きめ細やかな啓発活動や「ともに学び、ともに育つ」教育を推進するとともに、障がいのある人に対する合理的配慮に関する周知・啓発、障がい者差別に関する相談への対応、障がい者差別を解消するための取組などを進めていく必要があります。

基本的な方向	主な実施内容
(1)啓発・広報活動の推進	○広報紙や街頭キャンペーンによる障がいに関する啓発を行うとともに、障がい者理解の促進に向けた講演会や作品展の開催、広報活動などを実施しています。
(2)福祉教育などの推進	○学校教育での総合的な学習の時間などを活用し、障がいへの理解を深める福祉教育やボランティア活動体験などを積極的に推進しています。 ○市民からの要望に応じてまちづくり出前講座を実施しています。
(3)公共サービス従事者に対する障がい者理解の促進	○平成28(2016)年度に「河内長野市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を策定し、全職員に周知のうえ、各職場において研修を実施しています。 ○児童・生徒への福祉教育を担う教職員に対する研修の充実を図っています。
(4)市民公益活動への参加の促進	○広報紙や市のホームページ、ガイドブックの発行などを通じて、ボランティアや市民公益活動団体の紹介を行うとともに、各種講座・体験イベント等を開催し、市民公益活動への幅広い市民の参加を促しています。 ○市民公益活動団体の活動支援や団体、施設、企業、行政間の協働、ボランティアのマッチングを促進しています。

②教育・育成

障がいのある子どもの療育・教育にあたって、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行えるよう、関係機関とともに体制整備に努めてきました。

今後ともより一層の支援体制の充実に努めるとともに、地域の学校で障がいのない子どもと共に学ぶインクルーシブ教育の推進を図っていくことが必要です。

基本的な方向	主な実施内容
(1)就学前教育・療育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○学識者による巡回相談や園訪問相談支援、職員研修などを通じて、障がいのある園児・乳幼児の発達支援と保護者支援の充実を図っています。 ○サポートブック「はーと」を作成しました。平成26(2014)年度からこれを導入し、啓発や利用拡大、記入支援に努めています。 ○児童発達支援等の利用希望者の増加を受けて、平成28(2016)年度から、こども発達支援センターmum（マム）として事業委託を行い、本市独自で個別療育事業（相談支援センターを併設）を実施しています。 ○障がい者地域自立支援協議会（子ども部会）を中心に、子ども・子育て総合センター「あいっく」、支援教育総合センター「りんく」など関係機関による相互の関係づくりや情報共有、社会資源の情報集約等を行っています。
(2)学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導や必要な支援を行うために「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し、保護者や関係諸機関と連携した教育を進めています。 ○支援教育総合センター「りんく」及び市リーディングスタッフチーム、学識経験者等による相談体制を整備し、巡回相談の充実を図っています。 ○支援教育コーディネーターの指名や校内委員会の設置など、教職員の専門性の向上を図るための研修の充実に努めています。 ○発達障がいも含めた特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍する学校園において、特別支援教育を実施するために、特別支援教育支援員の配置・充実に努めています。 ○何らかの個別の支援が必要な児童・生徒が、通級による適切な指導により、自信を持って生きていくことができるよう、通級指導教室の充実を図っています。 ○支援学級及び通常の学級において、児童・生徒の障がいの状態に応じた指導の充実を図るため、特別支援教育支援員や子ども介助支援員、介添員および看護師を配置しています。

基本的な方向	主な実施内容
	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援学校に在籍する児童・生徒、並びに特別支援学級に在籍する付き添いの必要な児童・生徒の保護者に対して、交通費の一部を支給しています。 ○障がいのある児童・生徒が安全に安心して教育を受けられるよう、学校の設備などの充実に努めています。 ○就学及び進路相談について、保健、医療、福祉の専門機関が相互に連携しながら、児童・生徒や保護者への支援体制づくりに努めています。
(3)子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所等へ加配保育士を配置し、障がいのある子どもの受け入れに努めています。 ○市内12小学校（天見小学校を除く）で放課後児童会を運営し、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に適切な遊びと生活の場を提供しています。 ○ファミリーサポートセンターの提供会員等を対象に障がい児を預かるときの知識を付与するため、研修を実施しています。 ○家庭児童相談室で、不登校児童・生徒、発達支援を必要とする児童・生徒等への支援、保護者の相談等を実施しています。 ○適応指導教室で、保護者や児童・生徒からの学校生活などに関する相談受付や、不登校児童・生徒への支援などを行っています。 ○児童療育支援プラザで、各種・複数の障がい児通所支援事業が実施されています。 ○幼児健全発達支援事業「いち・に・のジャンプ！」で、健康診査等で要観察になった幼児の発達支援や保護者支援を実施しており相談事業では、ケースに応じ関係機関との連携を図り、サポートブック「はーと」を活用しながら家族支援を実施しています。
(4)生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○市ホームページやチラシ、ポスター等を通じて、多様な学習機会の情報を広く市民に提供しています。 ○聴覚障がい者等の社会生活におけるコミュニケーションの確保を図るため、手話通訳者、要約筆記者の派遣を行っています。 ○くろまる塾学位授与式において、手話奉仕員および要約筆記を実施しています。

③雇用・就労

障がいのある人の就労支援に向けて、関係機関との連携体制を構築するとともに、雇用や職業訓練に関する情報提供などに努めてきました。

今後も障がいのある人が、より多く一般事業所等に就労し、就労を継続できるよう、事業所等の理解を深めるとともに、療育・発達支援から就労支援へと切れ目なくつながるサポート体制を確立していくことが必要です。

基本的な方向	主な実施内容
(1)雇用機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹相談支援センター「ピアセンターかわちながの」において、就労相談を行うとともに、関係機関との連携に努めています。 ○障がい者地域自立支援協議会（就労支援部会）を定期的に開催するなど、就労を希望する障がいのある人に対する相談支援体制の強化に努めています。 ○国・府・市などが発行するリーフレットを通じて、雇用・就労に関する情報提供を行っています。 ○南河内圏域の公共機関・事業所等が合同で開催する「障がい者雇用推進フォーラムin南河内」に参画し、「障がい者進路合同説明会」等を実施するなど、障がい者の就労支援に関する広域的ネットワークの構築に努めています。
(2)就労支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○就労相談を行い、就労に関する相談機関や公共職業訓練、求職者支援訓練などの情報を提供しています。 ○就労移行支援事業、就労継続支援事業等の障がい福祉サービスの円滑な実施に努めています。

④生活支援

国の制度改革に沿って相談支援体制や福祉制度などの充実に努めるとともに、住環境の改善やスポーツ・文化活動等の振興に努めてきました。

障がいのある人の生活の場となるグループホーム（共同生活援助）については、地域生活の継続や地域移行を促進するうえで必要な社会資源であることを踏まえ、今後においても整備が進むことが求められています。また、利用者ニーズの高いサービスの提供体制の確保と充実が引き続きの課題となります。

基本的な方向	主な実施内容
(1)生活支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹相談支援センター「ピアセンターかわちながの」において、生活相談、ピアカウンセリング、在宅サービスの利用援助、情報の提供、就労相談及び関係機関とのネットワークの推進などの事業を実施しています。 ○相談支援事業所において、障がい者や家族等からの相談や必要な情報提供、障がい福祉サービスの利用支援等を行い、相談支援機能の強化を図っています。 ○平成29(2017)年度から富田林市、大阪狭山市と共同で面的整備型の地域生活支援拠点等を整備し、体験の場や緊急時の受け入れ先の確保、コーディネーターの配置などを進めています。

基本的な方向	主な実施内容
	○成年後見制度利用のための相談・支援を行うとともに、親族がない等の理由により申立てが困難な場合には、市長による申立てを行っています。
(2)障がい福祉サービスの提供	○自立支援給付や地域生活支援事業、障がい児通所支援等の障がい福祉サービスについて、円滑な実施とサービス提供体制の充実に努めています。
(3)住宅整備の推進と確保	○市営住宅について、必要性の高いものから改修に努めています。 ○公営住宅への入居や「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」について、情報提供を行うとともに、窓口等で周知に努めています。 ○在宅の重度障がい者等が、住み慣れた家で自立し、安心して生活ができるよう、また介護者の負担軽減を図るために、住宅改造費の助成を行っています。
(4)スポーツ・レクリエーション、文化芸術活動の推進	○スポーツ施設予約システムの安定運営やスポーツ施設の開設・改修、各種スポーツイベントへの参加促進に努めています。 ○文化祭の太鼓部門において、障がい者支援事業所が参加する場を設けています。 ○手話奉仕員・要約筆記養成講座を河内長野市民大学「くろまろ塾」として認定しています。 ○障がい者福祉センター「あかみね」において、生活介護事業とともに、デイサービス（教室・クラブ活動）を実施するなど、障がい者の社会参加促進を図っています。
(5)障がい者虐待防止の体制整備	○障がいのある人に対する虐待の防止について、市民や事業者への周知・啓発に努めています。また、虐待の通報に基づく対応にあたっては、関係機関と連携するとともに速やかに状況等を把握の上、緊急性の判断等を行い、適切に対応しています。

⑤保健・医療

各種健診などの保健事業や精神保健・医療施策の計画的な推進に努めてきました。

精神保健福祉については、今後とも各分野の連携を充実し、地域における包括的な支援システムの構築を図るとともに、在宅サービスや相談支援体制の充実、生活の場の確保、雇用・就労、社会参加に対する支援の充実などを図る必要があります。

基本的な方向	主な実施内容
(1)障がいの早期発見、早期療育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○妊婦健康診査の助成を行うとともに、障がいの早期発見や子育て支援を目的に、新生児訪問や乳幼児健診を実施しています。 ○乳幼児の発達の特性に適切な指導が受けることができるよう、医師のクリニックや発達相談、ことば相談を開催しています。 ○学校保健については、健康診断や健康相談を通じて、心身の健康の保持増進を図っています。また、いじめや不登校児童・生徒などのこころの悩みに対応する教育相談の充実を図っています。 ○市民がより健康的な生活習慣を送れるよう、健康相談等を実施しています。
(2)適切な保健・医療サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○身体上の障がいを軽減し、日常生活を容易にするための更生・育成医療に係る医療費の助成を行っています。 ○歯科医院への通院が困難な人を対象に、訪問を含めた総合的な歯科保健を歯科医師会と連携して紹介しています。
(3)精神保健・医療施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○こころの健康づくりについては、保健師による心身の健康に関する相談や自殺予防・薬物依存防止に関する普及・啓発を行っています。 ○平成26(2014)年度から自殺対策連絡会議を開催し、関係機関や自殺対策に関する府内各課との連携を図っています。 ○精神保健福祉については、精神保健福祉士を配置し、市民からの相談対応や医療情報の提供に努めるとともに、精神障がい者理解促進事業により精神保健福祉・医療情報の発信に努めています。 ○地域活動支援センターにおける活動内容の質の向上、地域住民やボランティアとの交流などに努めています。 ○精神保健福祉に不慣れな相談支援専門員に対して、精神保健福祉士を配置する相談支援事業所が助言・支援できるよう、障がい者地域自立支援協議会の体制整備を行っています。
(4)難病患者などの施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○難病患者などに対する障がい福祉サービスの支給決定や日常生活用具の給付など支援制度の円滑な実施に努めています。

⑥生活環境

公共施設のバリアフリー化など、だれもが暮らしやすい生活環境づくりに取組むとともに、防災対策の充実に努めてきました。今後とも引き続き計画的な施策の推進が求められています。

基本的な方向	主な実施内容
(1)建築物などのバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の整備や民間事業者への指導、情報周知などに努めています。 ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び大阪府福祉のまちづくり条例などにより、公共施設の出入口や廊下、トイレなどについて障がいのある人の利用に配慮した整備・改善に努めています。
(2)公共交通機関などのバリアフリー化の推進と安全な歩行空間の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者による低床式バスの導入にあたって補助を行っています。 ○歩道段差の改善や拡幅、点字ブロック、転落防止柵、ガードレールの設置、側溝の整備など、計画的に実施しています。 ○鉄道駅周辺の放置禁止区域に放置されている自転車等の撤去活動を実施するとともに、禁止区域外においても、交通障がい等の原因になっている箇所を中心に啓発及び撤去活動を実施しています。 ○多目的トイレの管理・修繕に努めています。
(3)防災・防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の対応について、広報紙や市ホームページによる啓発のほか、防災ガイドマップ等を全戸配布しています。 ○防災行政無線やエリアメールを利用し、災害時には避難情報等を発信しています。 ○自主防災組織の組織化を図っています。 ○避難行動要支援者となる新規対象者に名簿掲載に関する意思確認を行い、同意者のみの名簿を作成し、避難行動支援者に名簿情報を提供しています。 ○まちづくり出前講座において、障がい者を対象とした防災訓練を実施しています。 ○障がい者等の何らかの特別な配慮を必要とする被災者の避難場所として、福祉避難所を4か所指定しています。 ○犯罪の発生を抑止するため、防犯カメラを設置し、防犯環境の整備に努めています。 ○個人で実施できる防犯ボランティアとして「安全・安心パトロール」と「一戸一灯運動」を実施しています。また、自主防犯活動団体を支援するため、助成金を交付しています。 ○消費生活に関する意識を高めるため、広報紙や市ホームページへの記事の掲載、講演会・出前講座の開催、啓発物品の作成・配布などを行っています。

基本的な方向	主な実施内容
	○消費生活相談員の体制の充実を図っています。また、社会福祉協議会等と必要に応じて連携を図っています。

⑦情報・コミュニケーション

障がいのある人の社会参加に向けて、引き続き意思疎通支援や情報アクセスの改善に努めていくことが必要です。

基本的な方向	主な実施内容
(1)情報アクセスの充実	○点訳サークル、音訳サークルの協力のもとに、点字版・音訳版広報等を作成、提供しています。 ○市ホームページにおいて、音声読み上げソフトに対応し、文章等の統一を図るとともに、音訳版広報のデータを提供しています。 ○図書館において、録音図書の収集と郵送貸出、ボランティアの協力による対面朗読を実施しています。また、FAXやメールを活用し、レファレンスや予約取置の連絡なども実施しています。

3. 市民の意識

(1) 計画策定に向けたアンケート調査の結果

①調査方法と回収状況

計画の策定に向けた基礎資料とするため、市内在住の障がいのある人や介助・支援者を対象に、生活やサービス利用の状況、福祉施策に対する意識などを把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

調査対象	市内在住の身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者 1,000名（18歳以上 767名、18歳未満 233名）※無作為抽出
調査方法	郵便による配布・回収
調査期間	平成28(2016)年12月20日～平成29(2017)年1月20日（2月下旬まで回収）
回収状況	有効回答数 482件（18歳以上 388件、18歳未満 94件） 有効回答率 48.2%（18歳以上 50.6%、18歳未満 40.3%）

◆アンケート調査結果の見方◆

※アンケート調査結果における各設問の母数 n (Number of caseの略) は、設問に対する有効回答者数を意味します。

※各選択肢の構成比(%)は小数点第2位以下を四捨五入しています。このため、択一式の回答については構成比の合計が100%にならない場合があります。

※複数回答が可能な設問の場合、選択肢の構成比の合計が100%を超える場合があります。

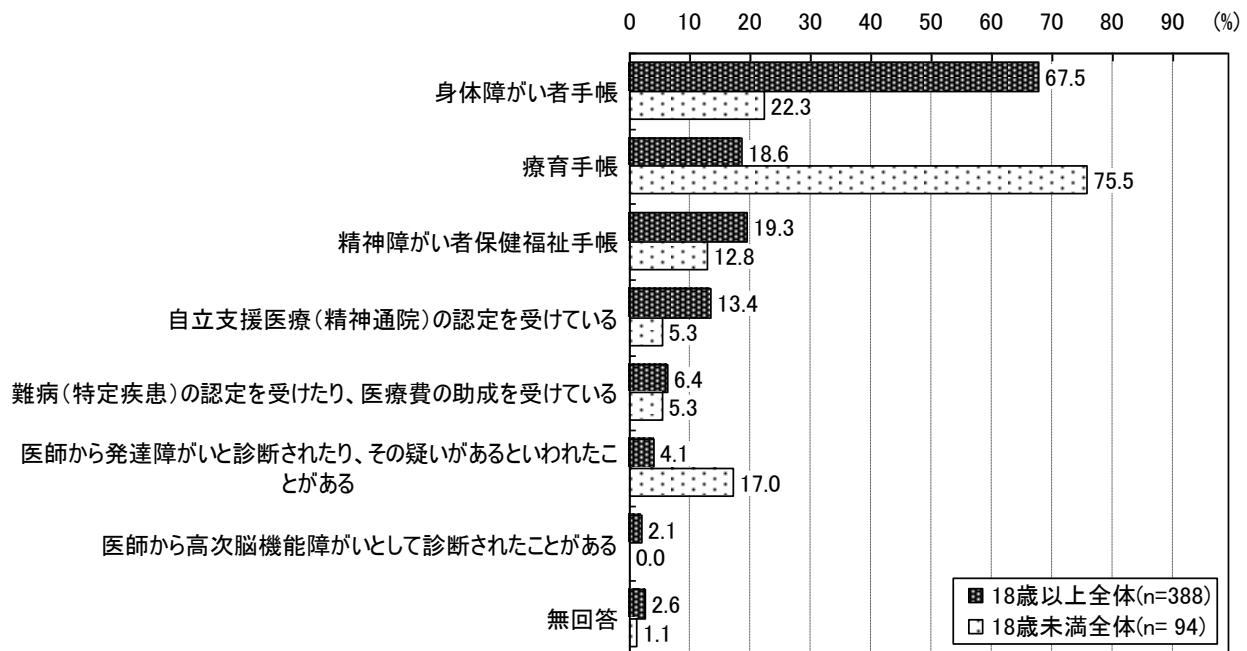
※グラフ中の数字は、特に断り書きのない限りすべて構成比を意味し、単位は%です。

②主な集計結果

《回答者の属性と介助・支援の状況》

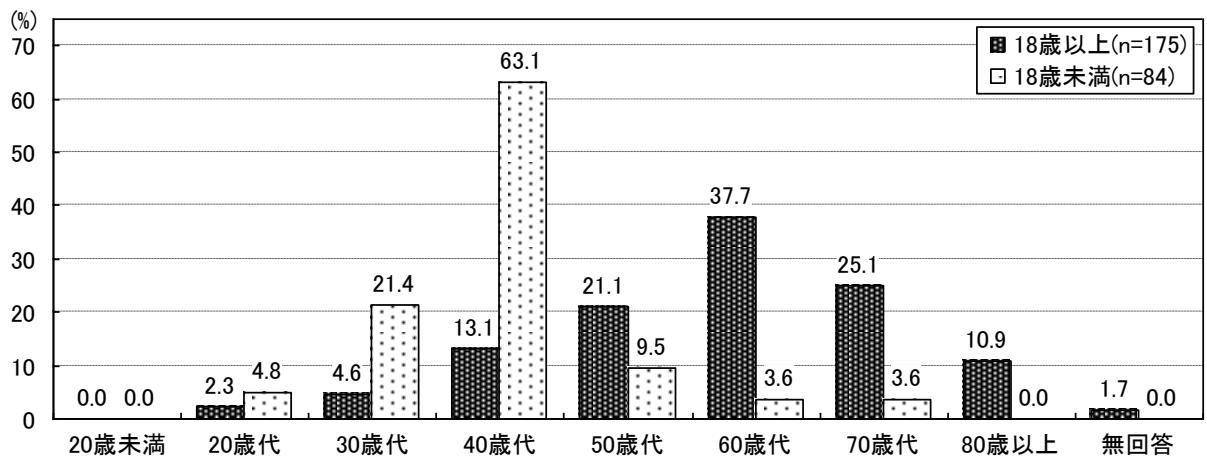
◆あなたの障がい者手帳は、次のどれですか。また、特定疾患の医療費助成、発達障がいの診断などについてあてはまる人は番号すべてに○をつけてください。

- ・18歳以上では「身体障がい者手帳」が67.5%、18歳未満では「療育手帳」が75.5%と多くを占めています。また、18歳未満では「発達障がいと診断されたり疑いがある」といわれた人が17.0%となっています。



◆[付問]特に中心となって介助・支援してくれる人の年齢について答えてください。

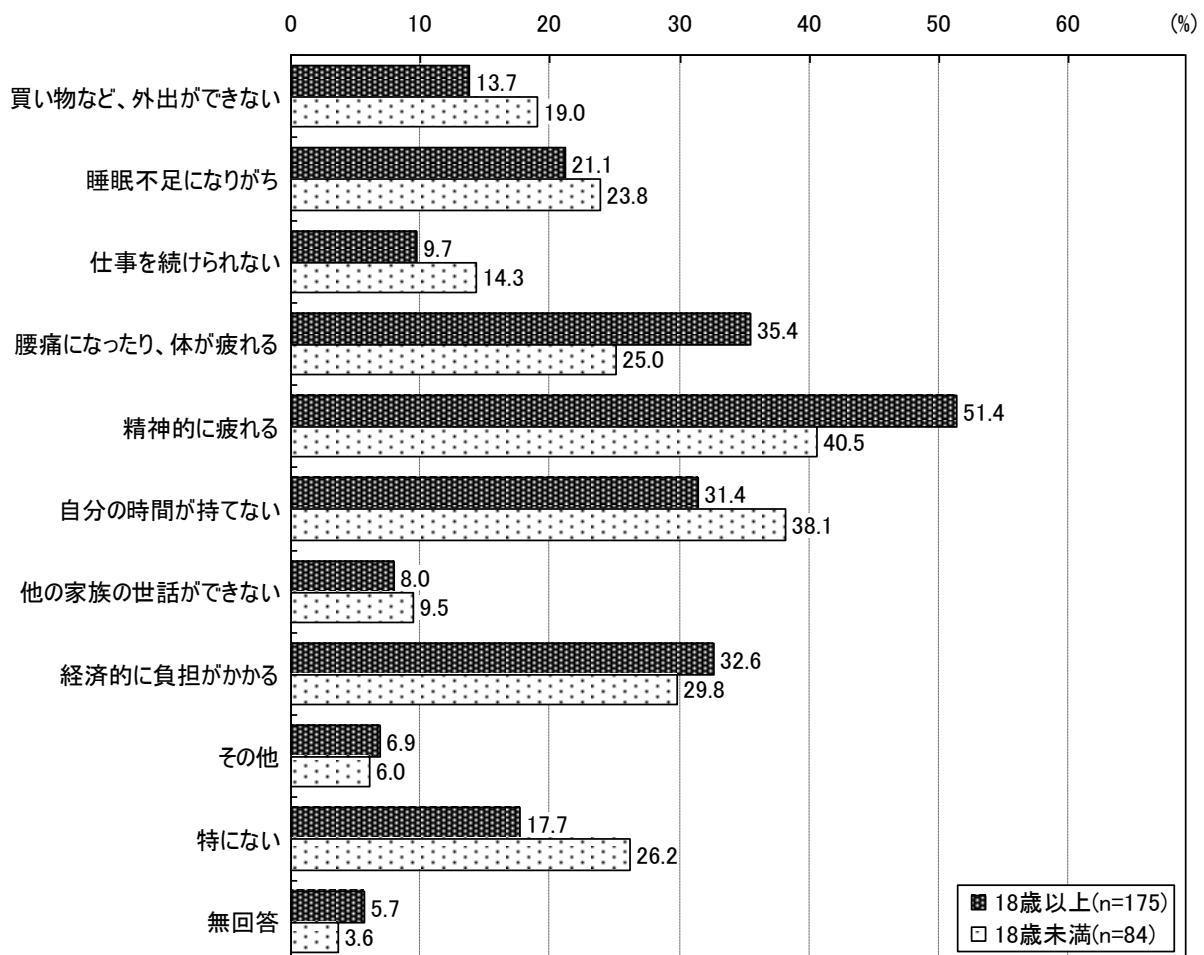
- ・18歳以上の73.7%が60歳以上と答えています。



※「主に介助・支援してくれる人」が父や母、きょうだい、祖父母、配偶者・パートナー、子ども・子どもの配偶者・孫、その他の親族と答えた人への設問。

◆[付問]介助・支援してくれる人が困っていることはありますか。

- 「精神的に疲れる」が18歳以上、18歳未満とも最も多く、次いで「腰痛になったり、体が疲れる」、「自分の時間が持てない」、「経済的に負担がかかる」との回答が多くを占めています。



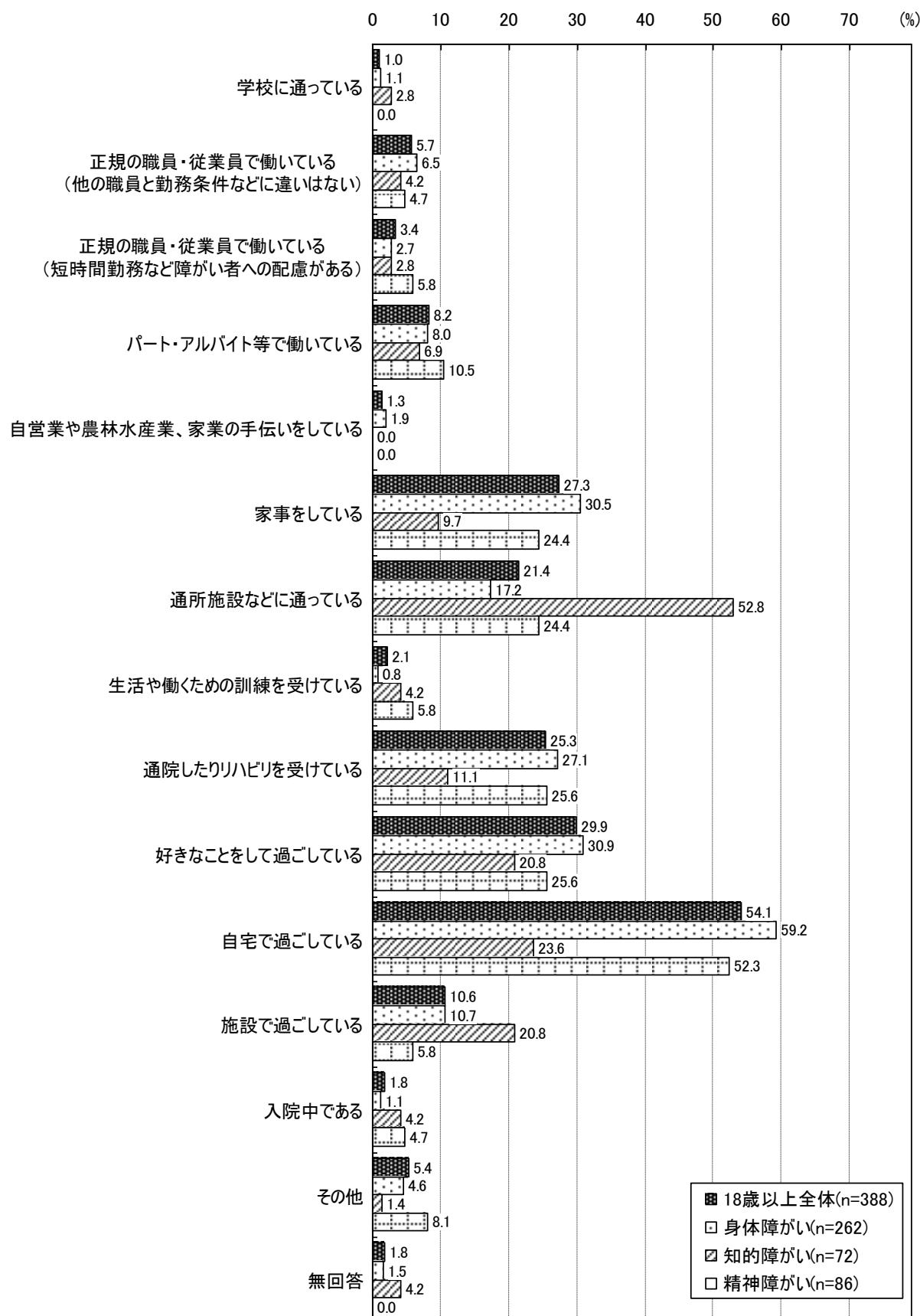
※「主に介助・支援してくれる人」が父や母、きょうだい、祖父母、配偶者・パートナー、子ども・子どもの配偶者・孫、その他の親族と答えた人への設問。

《日中の活動や社会参加の状況と意識》

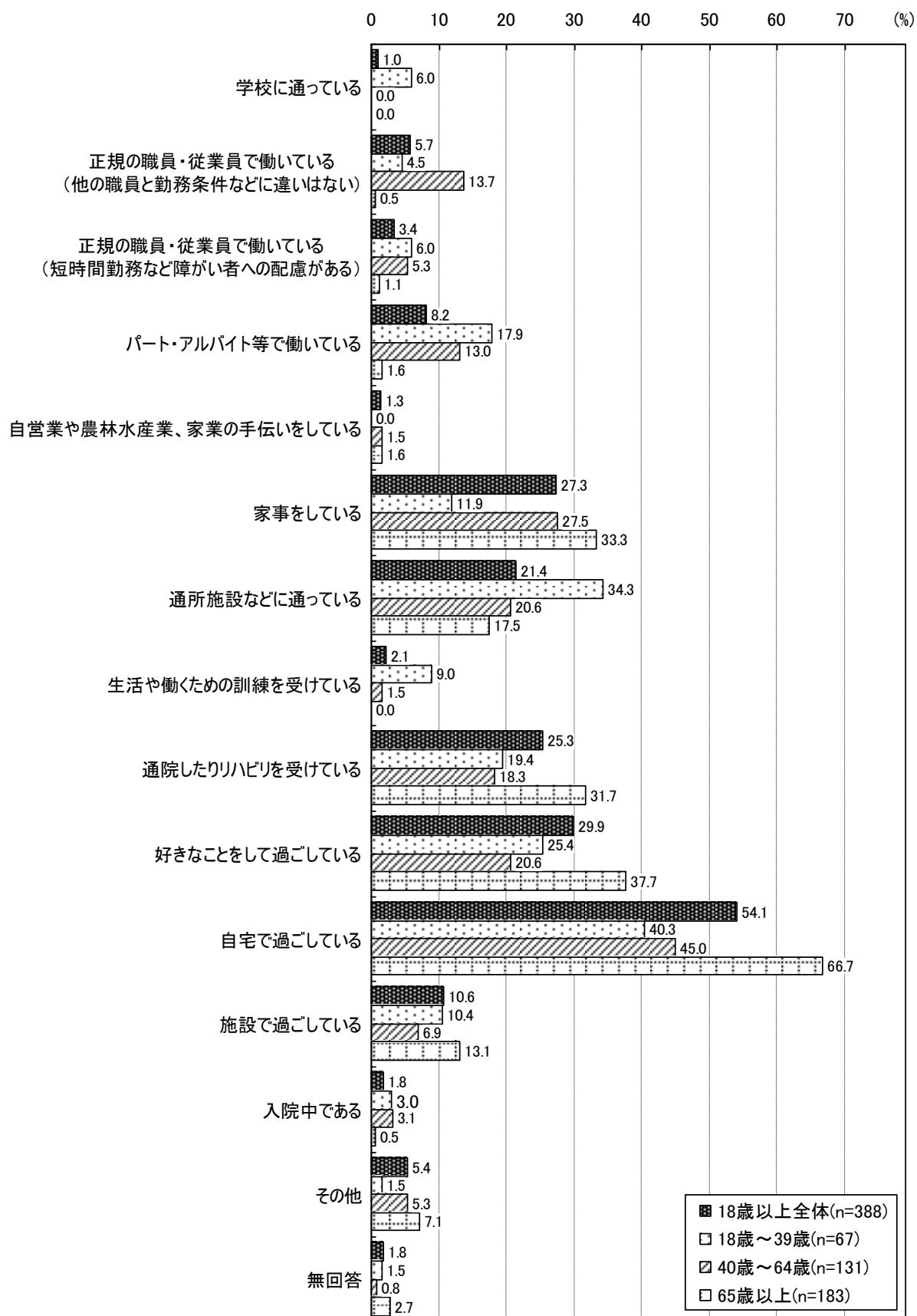
◆日ごろ屋間の時間はどのように過ごしていますか。※グラフは次ページ以降

- 18歳以上については、「自宅で過ごしている」が全体の54.1%を占めていますが、知的障がいのある人については「通所施設などに通っている」が52.8%を占めています。また、何らかの形で働いている人は18歳以上全体の18.6%で、年齢別には18歳から39歳の28.4%、40歳から64歳の33.5%、65歳以上の4.8%となっています。
- 18歳未満については、「小学校・中学校に通っている」が41.5%、「特別支援学校に通っている」が34.0%などとなっています。

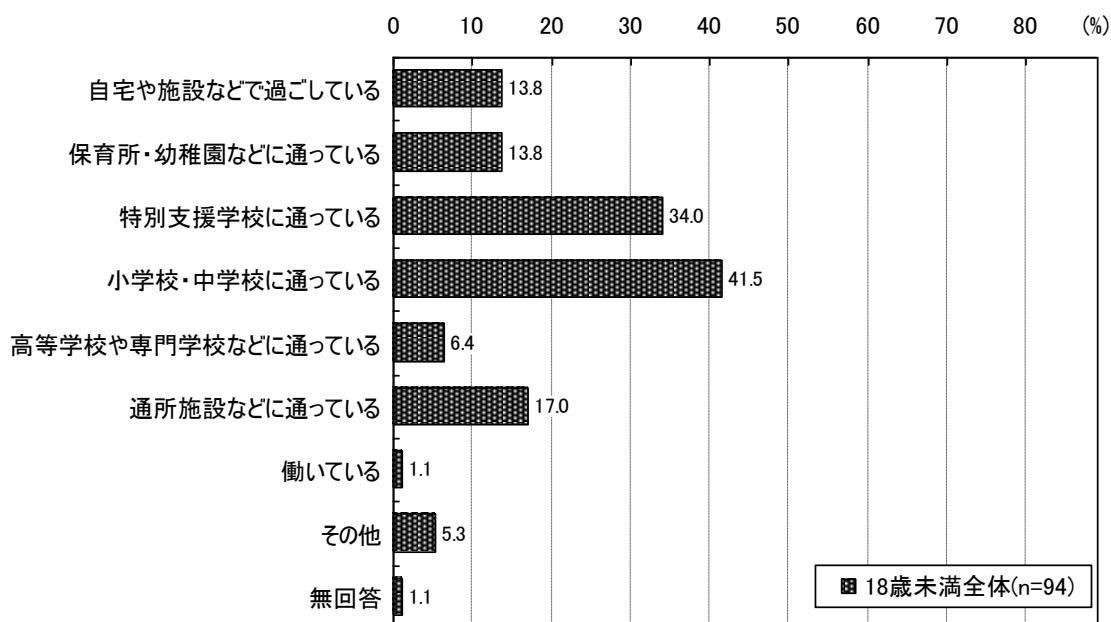
〔18歳以上：平日の昼間の時間の過ごし方：障がい種別〕



〔18歳以上：平日の昼間の時間の過ごし方：年齢別〕

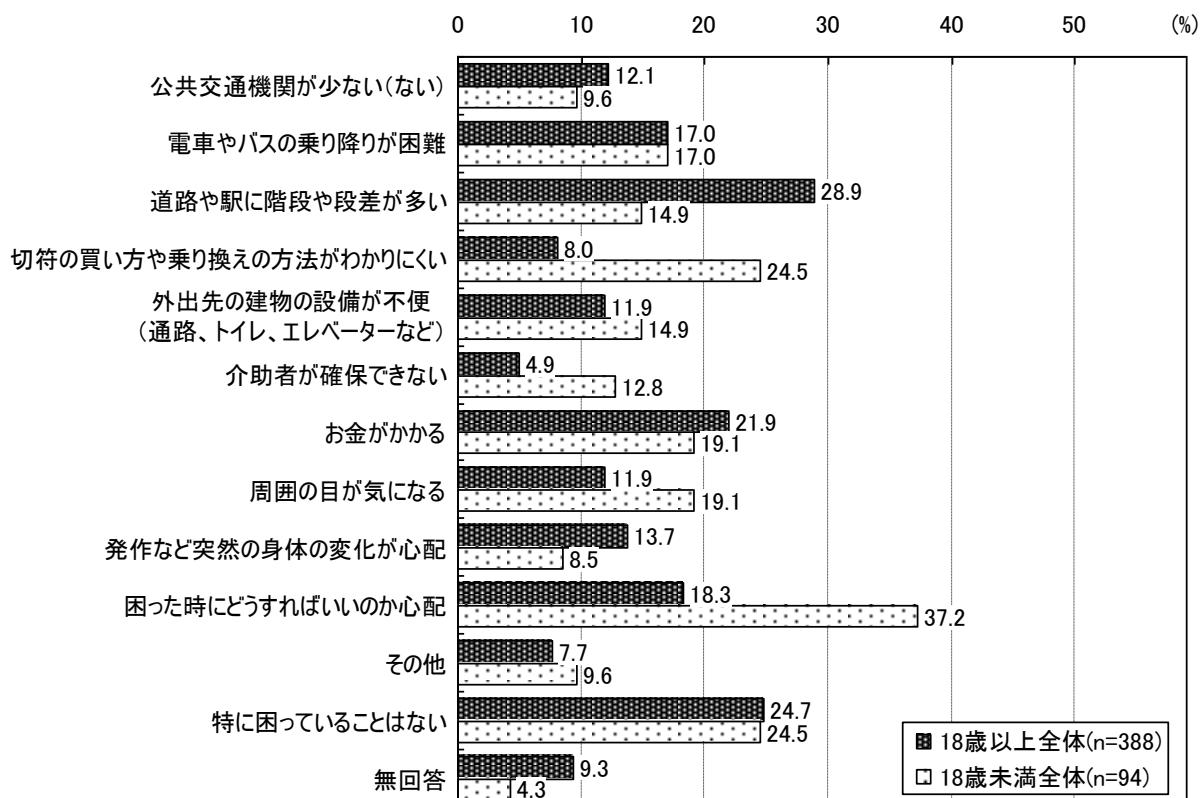


[18歳未満：平日の昼間の時間の過ごし方]



◆外出時に困ることありますか。

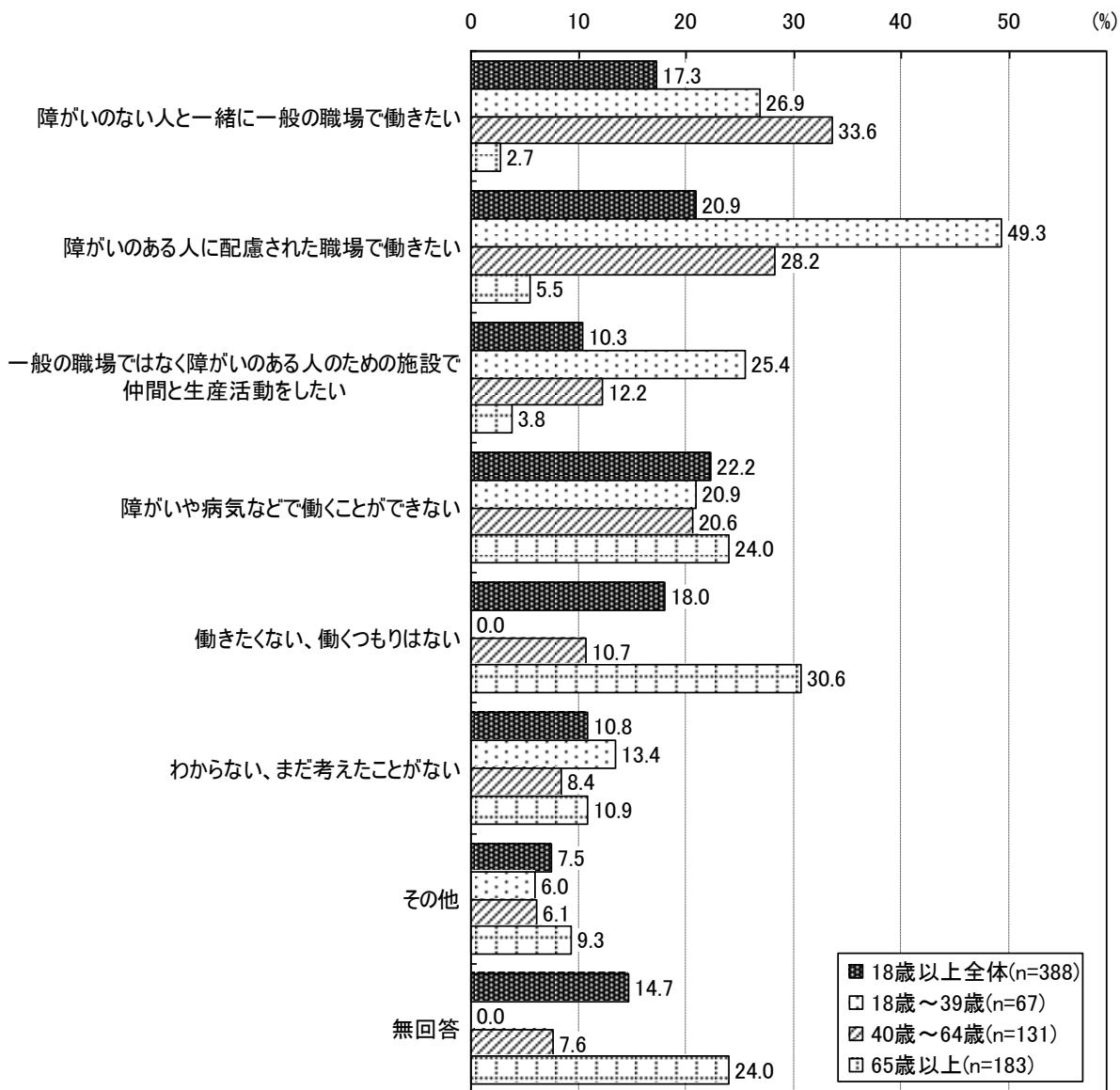
- ・ 18歳以上では、「道路や駅に階段や段差が多い」が28.9%と最も多く、次いで「お金がかかる」が21.9%、「困った時にどうすればいいのか心配」が18.3%などとなっています。
- ・ 18歳未満では、「困った時にどうすればいいのか心配」が37.2%と最も多く、次いで「切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい」が24.5%となっています。



《働くことに対する意識》

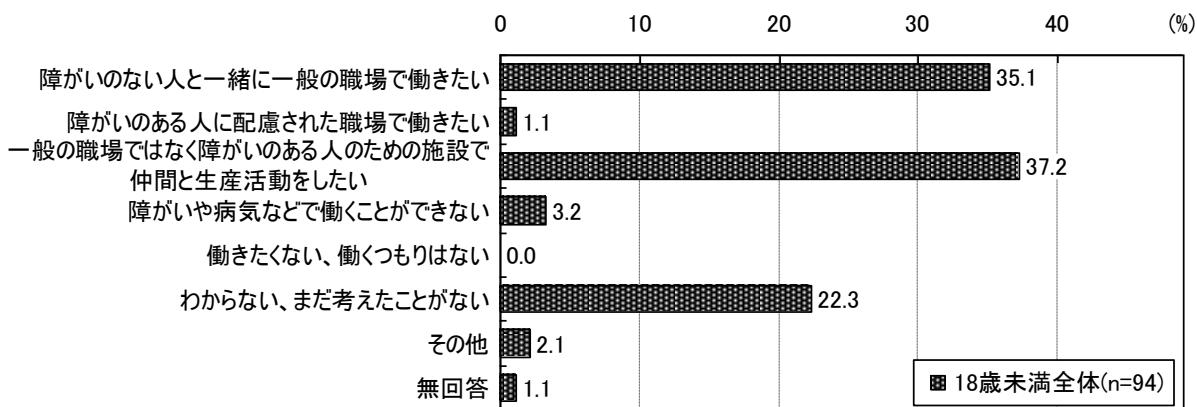
◆今後、働くことについて、どのように考えていますか。現在すでに働いている人も望ましいと思う働き方を選んでください。

- 「障がいや病気などで働くことができない」が22.2%、「障がいのある人に配慮された職場で働きたい」が20.9%、「働きたくない、働くつもりはない」が18.0%、「障がいのない人と一緒に一般の職場で働きたい」が17.3%と全体としては回答が分かれていますが、18歳から39歳では「障がいのある人に配慮された職場で働きたい」が49.3%とほぼ半数を占めています。



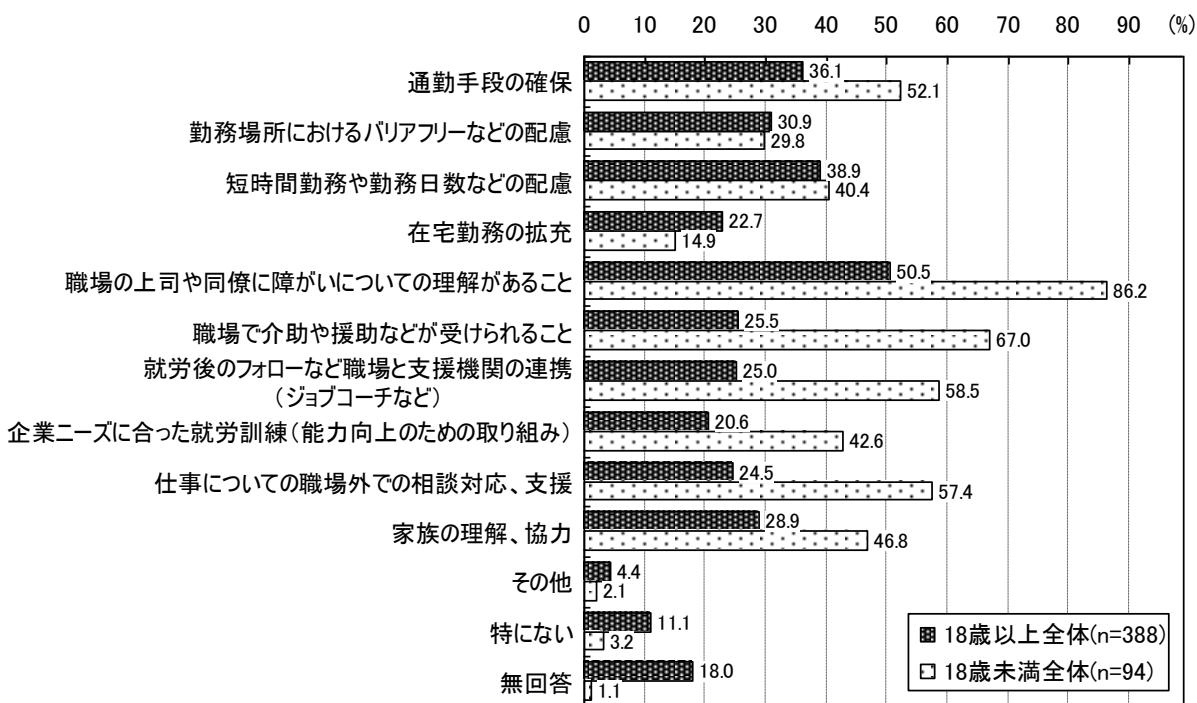
◆将来、働くことについて、どのように考えていますか。

- ・18歳未満では、「一般の職場ではなく障がいのある人のための施設で仲間と生産活動をしたい」が37.2%、「障がいのない人と一緒に一般の職場で働きたい」が35.1%と回答が分かれています。



◆あなたは、障がいのある人が働くにあたって、どのような支援が必要だと思いますか。

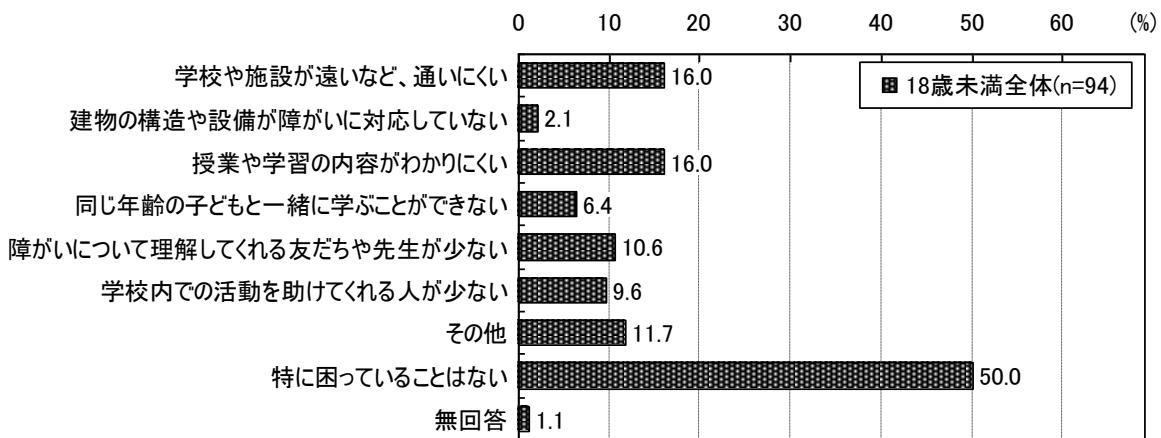
- ・18歳以上では「職場の上司や同僚に障がいについての理解があること」が50.5%と最も多く、次いで「短時間勤務や勤務日数などの配慮」が38.9%、「通勤手段の確保」が36.1%などとなっています。
- ・18歳未満についても、「職場の上司や同僚に障がいについての理解があること」が86.2%を占めるほか、「職場で介助や援助などを受けられること」が67.0%、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」が58.5%、「仕事についての職場外での相談対応、支援」が57.4%、「通勤手段の確保」が52.1%など多くの支援内容があげられています。



《療育・教育の状況と意識》

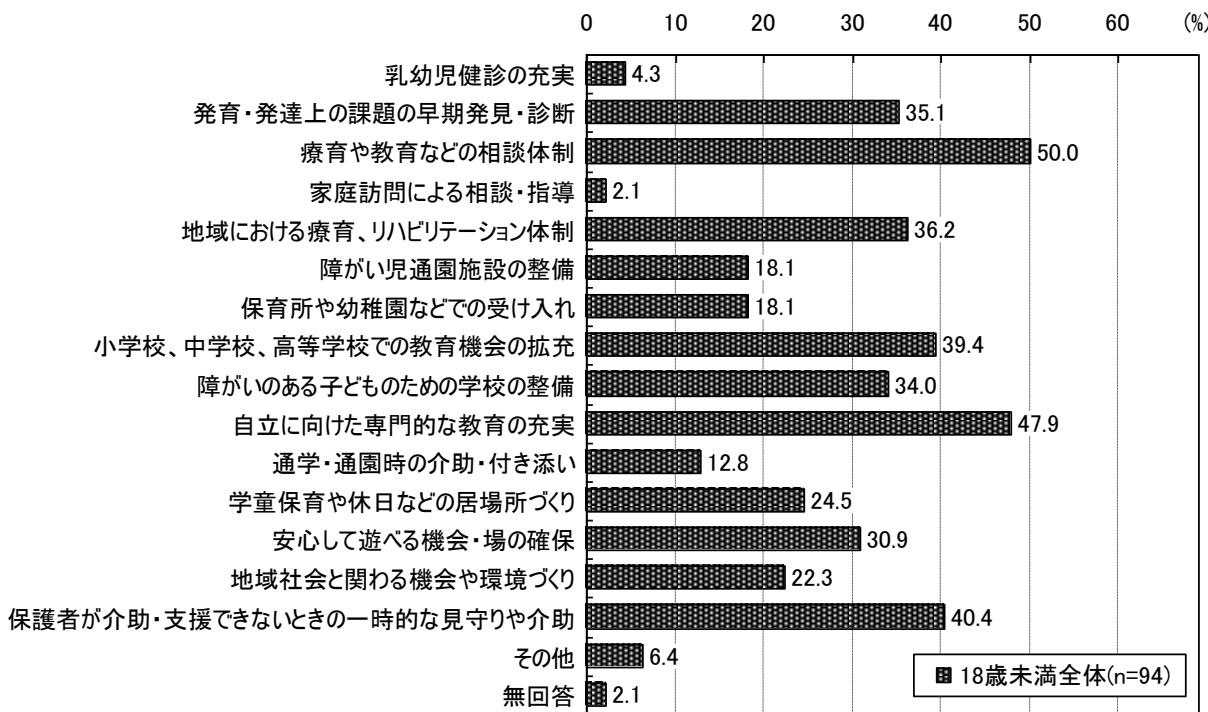
◆学校や通園施設などで困っていることがありますか。

- 「特に困っていることはない」が50.0%を占め、「学校や施設が遠いなど、通いにくい」と「授業や学習の内容がわかりにくい」がそれぞれ16.0%となっています。



◆障がいのある子どものための施策やサービスなどで、特に充実が必要と思うものは何ですか。

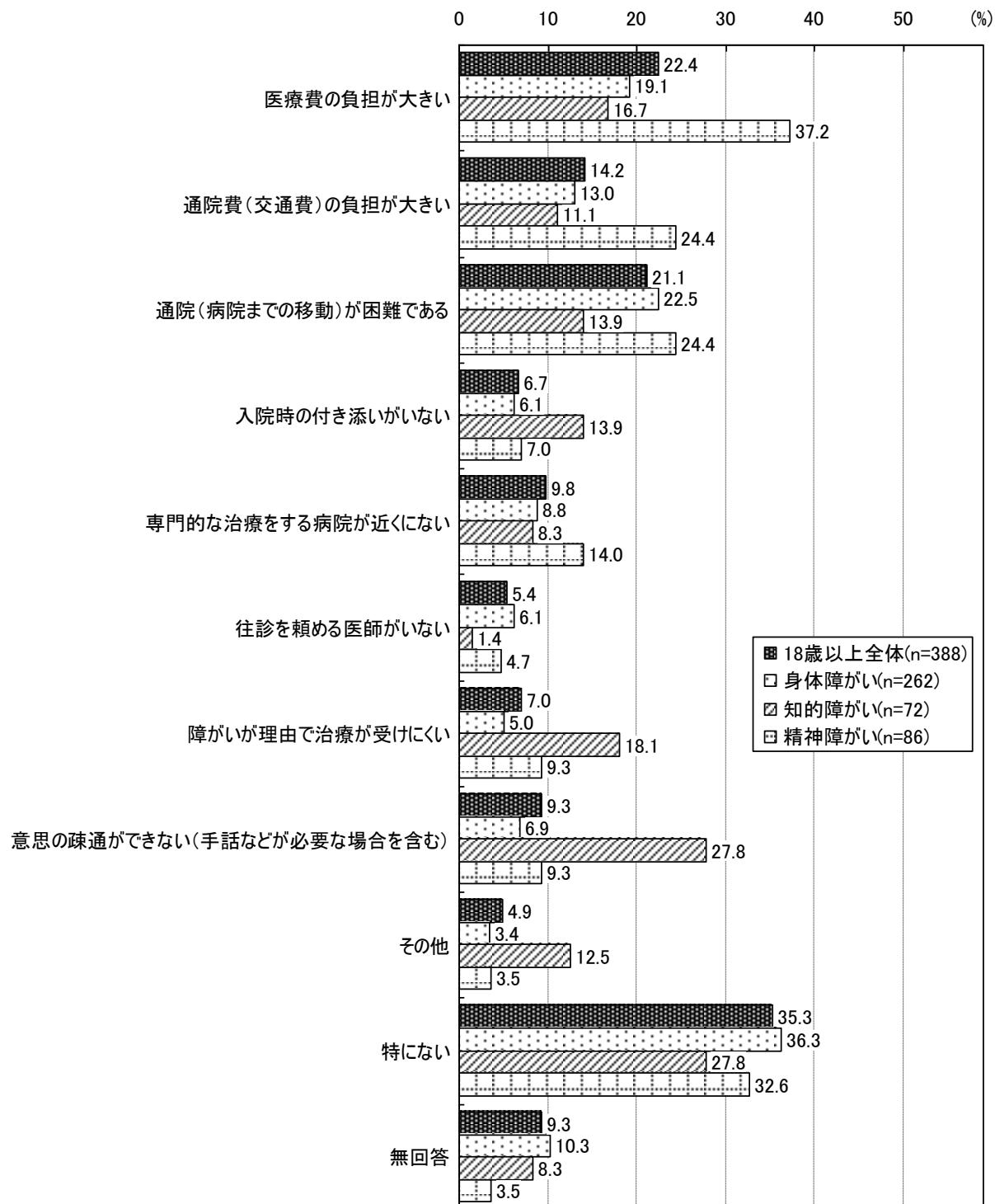
- 「療育や教育などの相談体制」が50.0%と最も多く、次いで「自立に向けた専門的な教育の充実」が47.9%、「保護者が介助・支援できないときの一時的な見守りや介助」が40.4%、「小学校、中学校、高等学校での教育機会の拡充」が39.4%、「地域における療育、リハビリテーション体制」が36.2%、「発育・発達上の課題の早期発見・診断」が35.1%などとなっています。



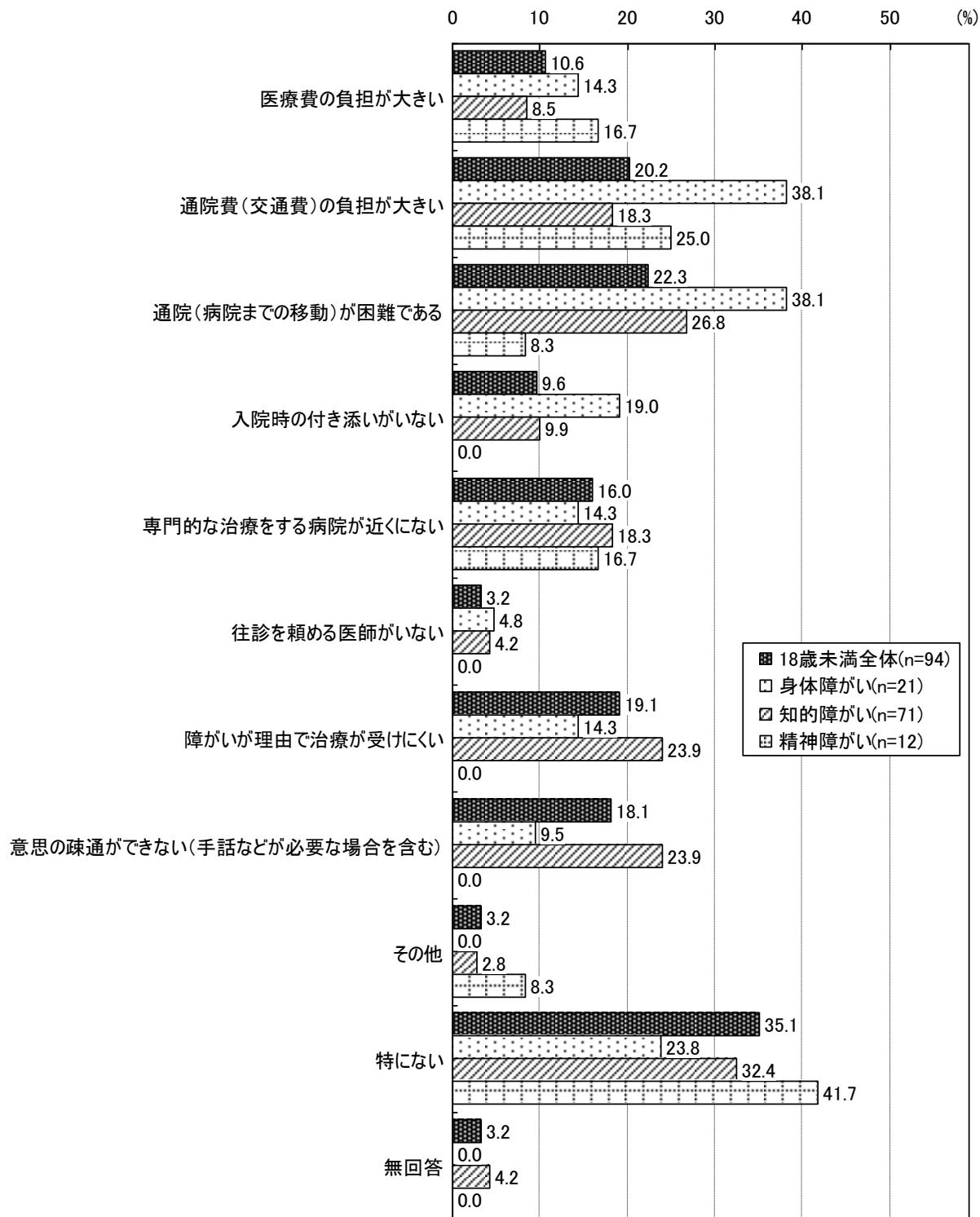
《医療・健康づくりの状況と意識》

◆医療を受ける上で困っていることはありますか。

- ・18歳以上では「医療費の負担が大きい」が22.4%、「通院が困難である」が21.1%見られるほか、知的障がいのある人では「意思の疎通ができない」が27.8%を占めています。



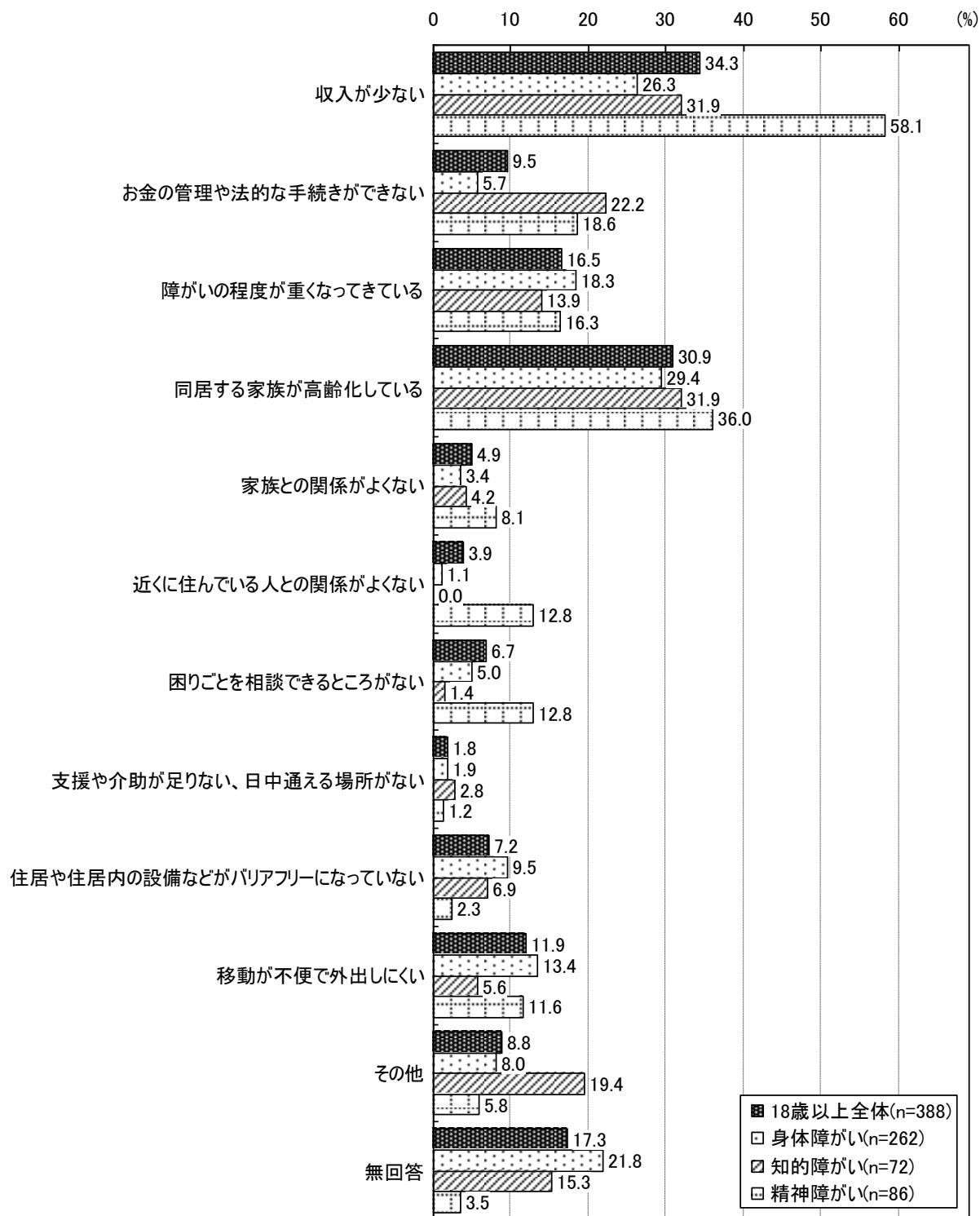
- ・18歳未満では、「通院が困難である」が22.3%、「通院費の負担が大きい」が20.2%を占めており、主に身体障がいのある人で割合が高くなっています。



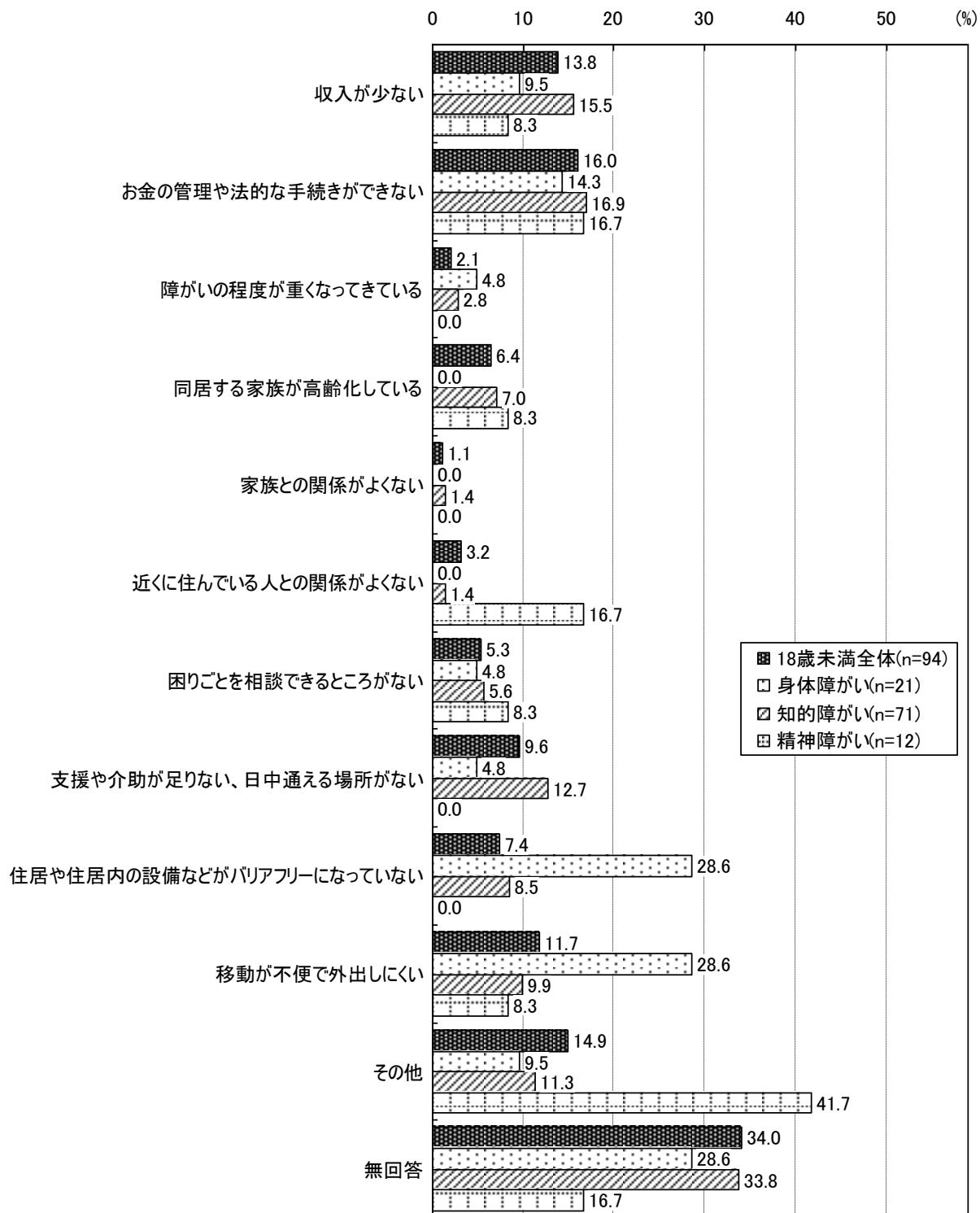
《困っていることや相談の状況》

◆あなたが、現在、日常生活の中で、困っていることは何ですか。

- ・18歳以上では、「収入が少ない」が34.3%、「同居する家族が高齢化している」が30.9%を占めています。



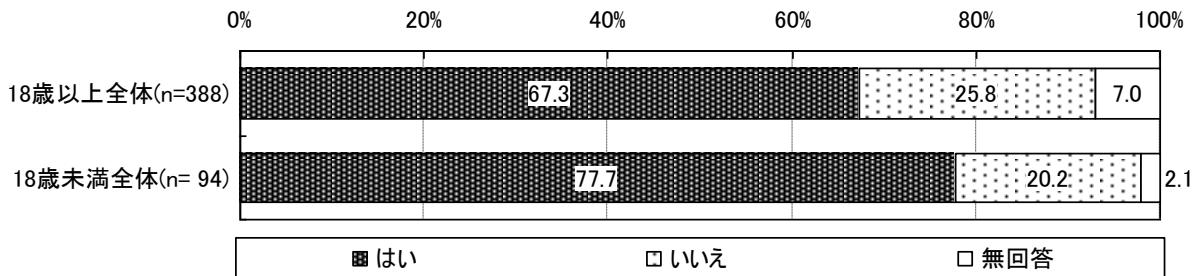
- 18歳未満では20%を超える項目はありませんが、身体障がいのある人で「住居や住居内の設備などがバリアフリーになっていない」と「移動が不便で外出しにくい」がそれぞれ28.6%と割合が高くなっています。



《災害など緊急時の不安と対応》

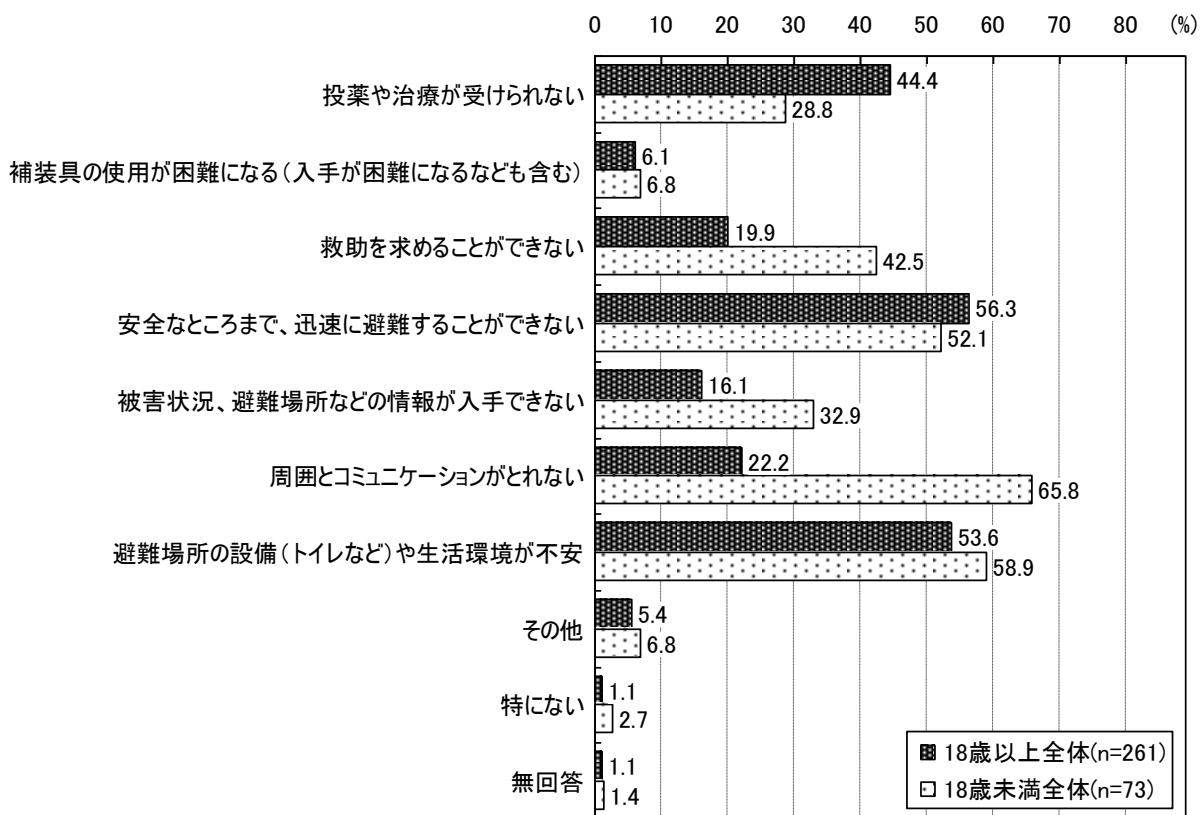
◆災害や病気が急変したときなど、緊急時に不安を感じることがありますか。

- ・災害などの緊急時に不安を感じることがあると答えた人は、18歳以上の67.3%、18歳未満の77.7%を占めています。



◆[付問]不安を感じる内容は何ですか。

- ・18歳以上では「安全なところまで、迅速に避難することができない」が56.3%、「避難場所の設備や生活環境が不安」が53.6%、「投薬や治療を受けられない」が44.4%などの順となっています。
- ・18歳未満では、「周囲とコミュニケーションがとれない」が65.8%と最も多く、これに次いで「避難場所の設備や生活環境が不安」が58.9%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が52.1%、「救助を求めることができない」が42.5%などとなっています。

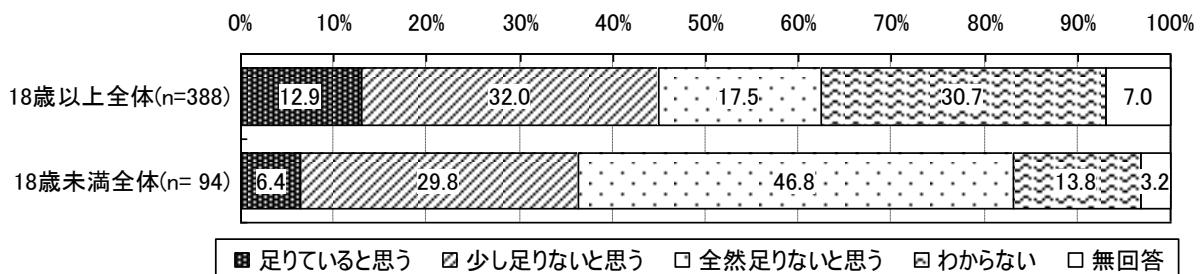


※「緊急時に不安を感じることがある」と答えた人への設問。

《障がいのある人の権利や周りの人の意識》

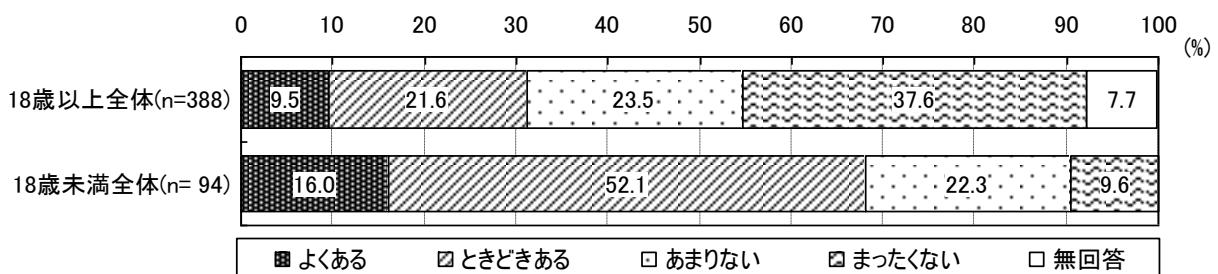
◆あなたは、普段の生活の中で、障がいのある人への対応や理解が足りていると思いますか。

- ・18歳以上では「少し足りないと思う」が32.0%、18歳未満では「全然足りないと思う」が46.8%となっています。



◆あなたは、障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをしたことがありますか。

- ・「よくある」「ときどきある」「あまりない」という回答を合わせて、18歳以上の54.6%、18歳未満の90.4%がそうした経験があると答えています。



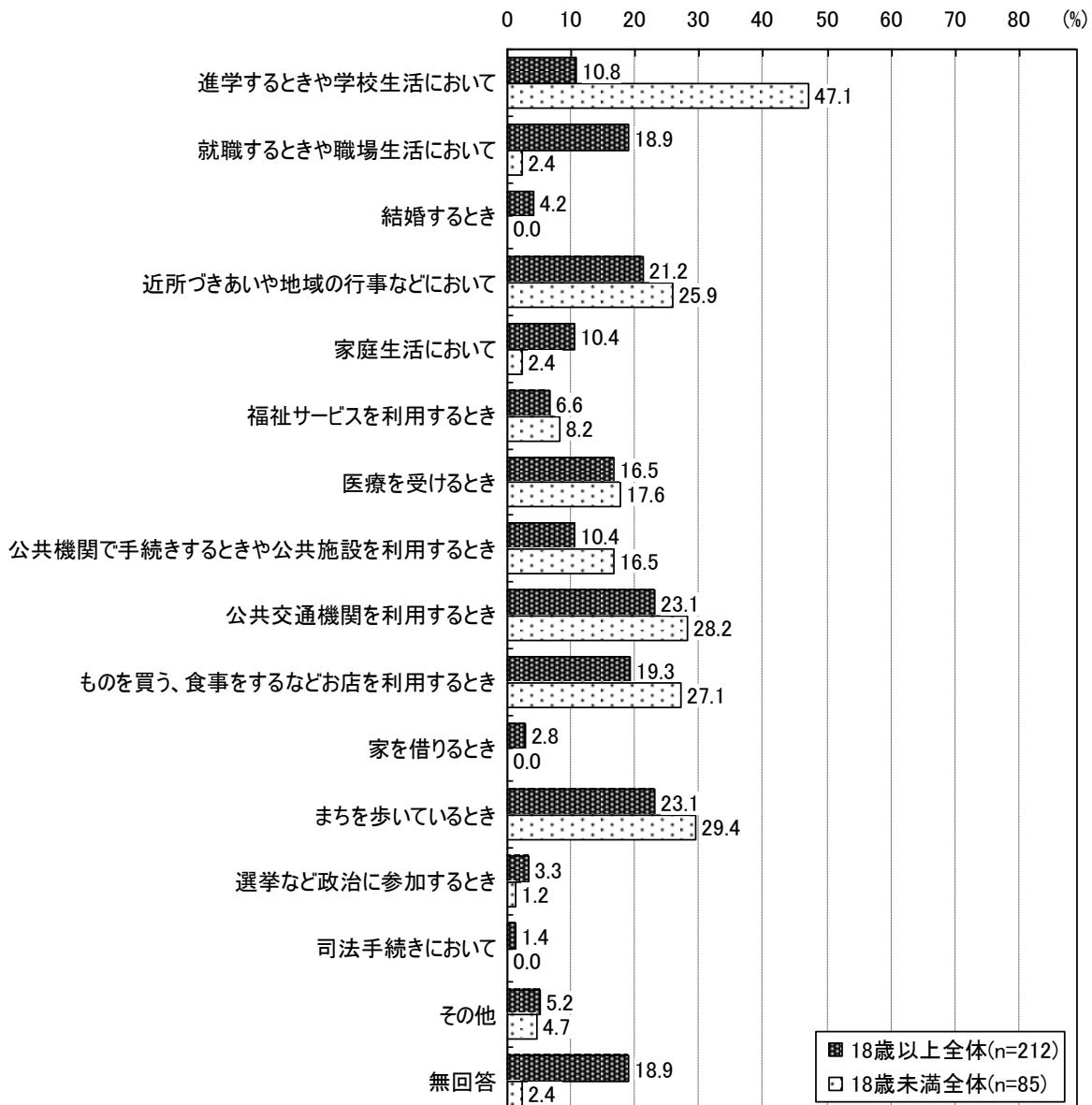
◆[付問]それは、どのような場面ですか。※グラフは次ページ

- ・18歳以上では「公共交通機関を利用するとき」と「まちを歩いているとき」がそれぞれ23.1%、「近所づきあいや地域の行事などにおいて」が21.2%などとなっています。
- ・18歳未満では「進学するときや学校において」が47.1%と約半数を占めるほか、「まちを歩いているとき」「公共交通機関を利用するとき」「ものを買う、食事をするなどお店を利用するとき」などが多く見られます。

◆[付問]それは、どのような内容ですか。※グラフは次ページ

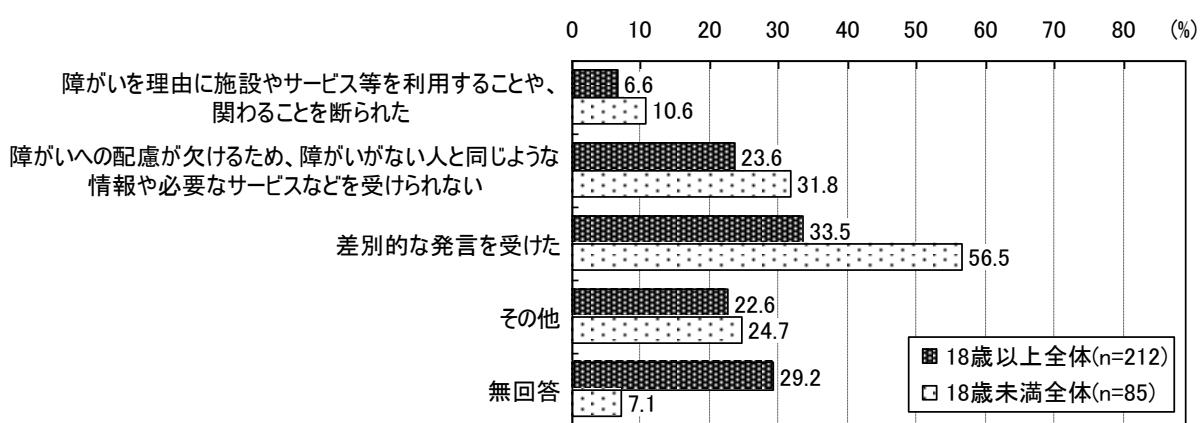
- ・18歳以上、18歳未満とも「差別的な発言を受けた」が最も多く、18歳未満では56.5%と過半数を占めています。また、これに次いで「障がいへの配慮が欠けるため、障がいがない人と同じような情報や必要なサービスなどを受けられない」が18歳以上の23.6%、18歳未満の31.8%を占め、「障がいを理由に施設やサービス等を利用するこや、関わることを断られた」という人も18歳以上の6.6%、18歳未満の10.6%見られます。

〔差別を受けたり嫌な思いをした場面〕



※「障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをしたことがある」と答えた人に対する設問。

〔差別を受けたり嫌な思いをした内容〕

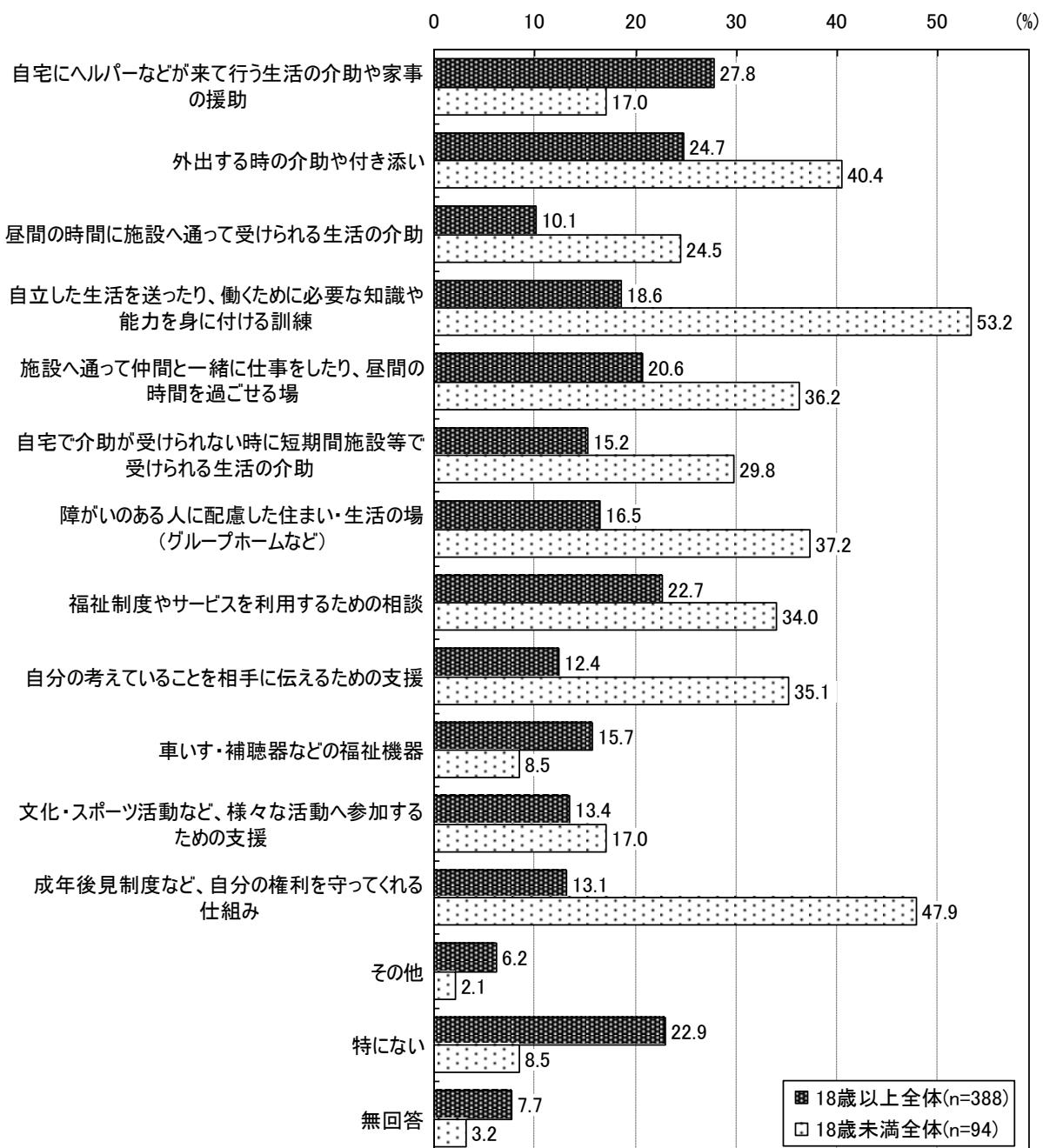


※「障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをしたことがある」と答えた人に対する設問。

《障がい福祉サービス等の利用状況と意識》

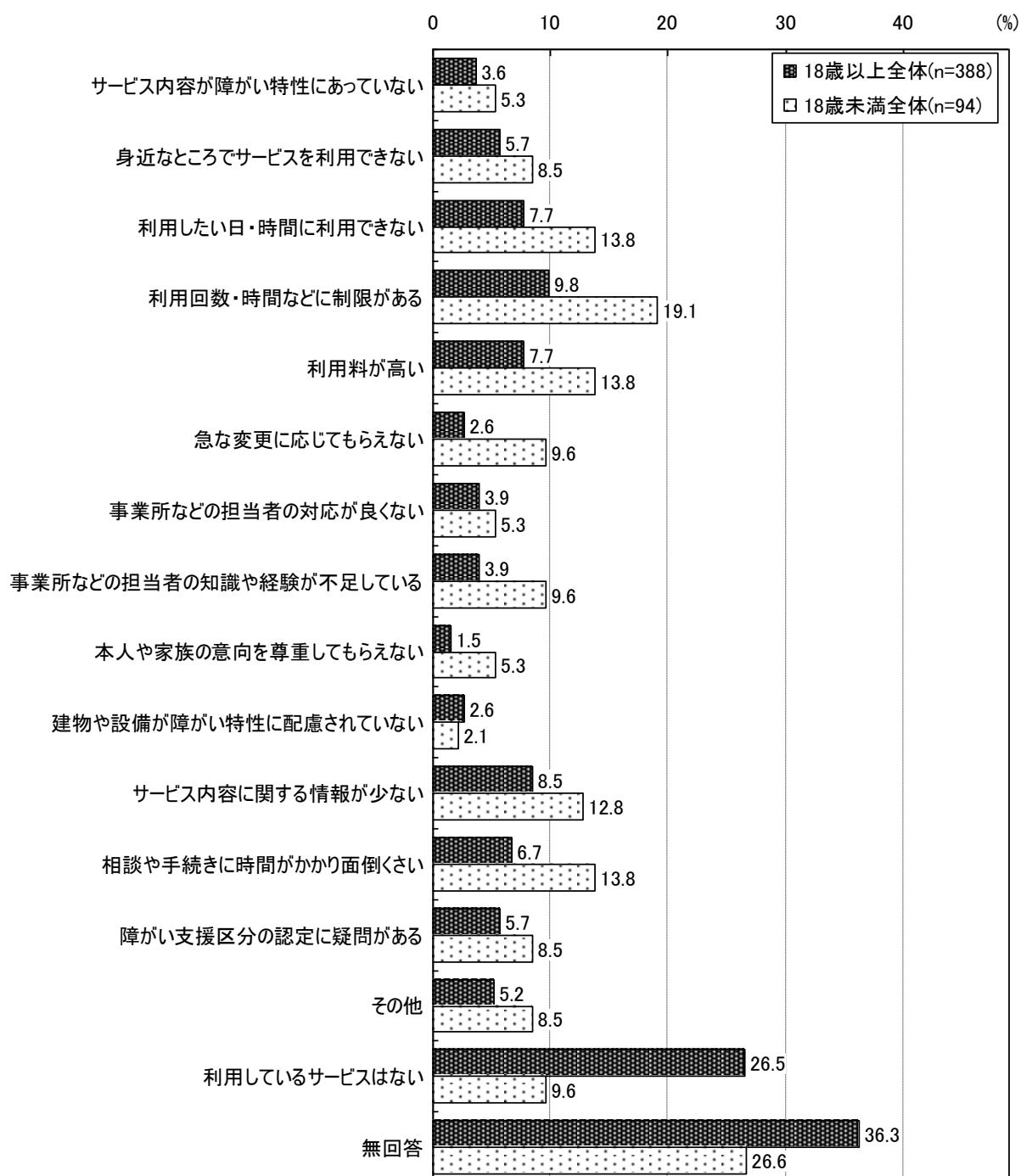
◆あなたが毎日の生活を送る上で、特に必要と思う制度やサービスは、次のどれですか。

- ・18歳以上では、「自宅にヘルパーなどが来て行う生活の介助や家事の援助」が27.8%、「外出する時の介助や付き添い」が24.7%、「福祉制度やサービスを利用するための相談」が22.7%、「施設へ通って仲間と一緒に仕事をしたり、昼間の時間を過ごせる場」が20.6%などとなっています。
- ・18歳未満では、「自立した生活を送ったり、働くために必要な知識や能力を身に付ける訓練」が53.2%、「成年後見制度など、自分の権利を守ってくれる仕組み」が47.9%、「外出する時の介助や付き添い」が40.4%などとなっています。



◆障がいのある人のための何らかのサービスを利用している人におたずねします。サービスを利用して何か不満に思うことがありますか。

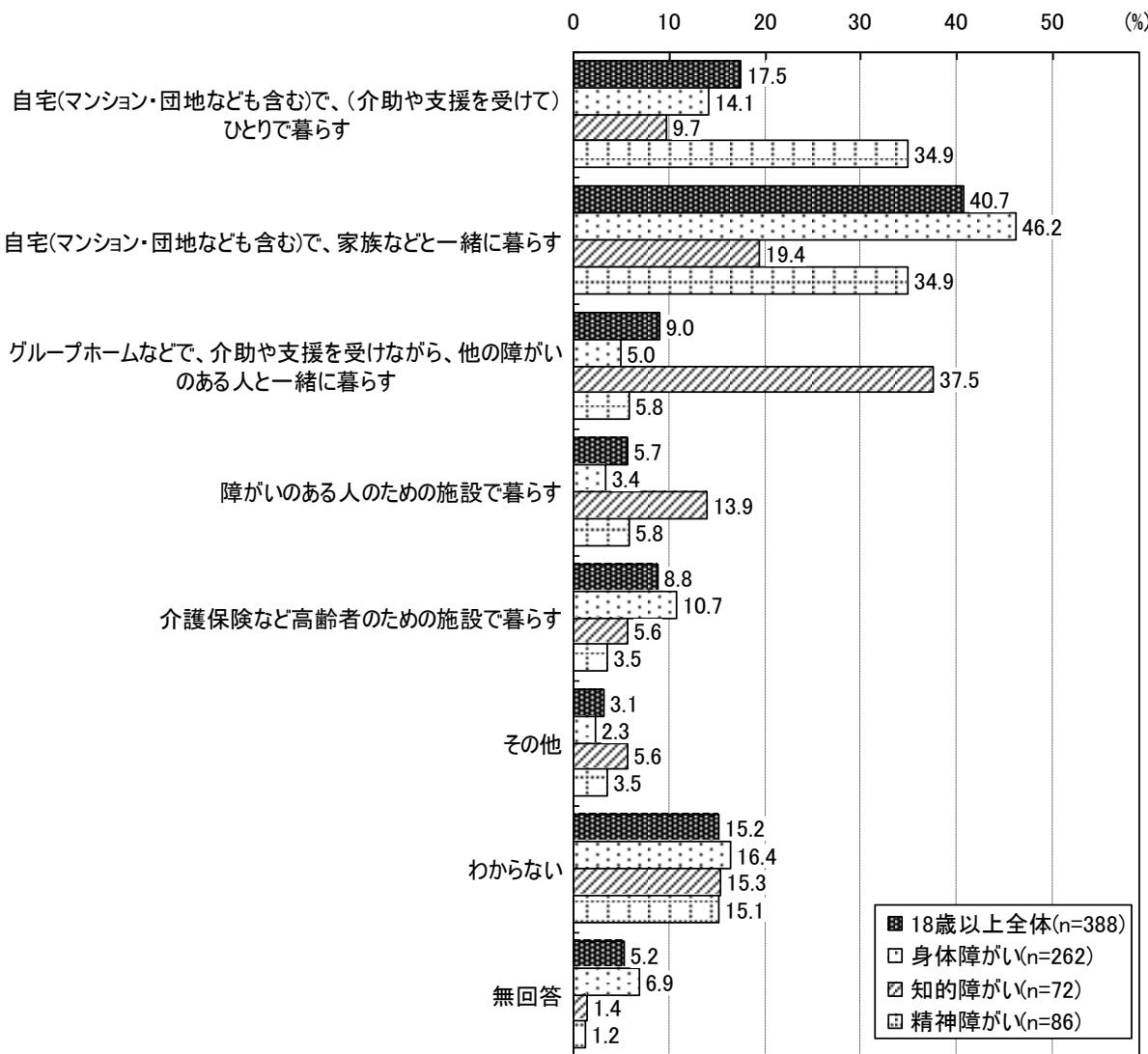
- ・18歳以上では「利用しているサービスはない」と無回答を合わせて62.8%を占めており、不満に思う内容としては「利用回数・時間などに制限がある」が9.8%と最も高くなっています。
- ・18歳未満で「利用回数・時間などに制限がある」が19.1%、「利用したい日・時間に利用できない」「利用料が高い」「相談や手続きに時間がかかり面倒くさい」がそれぞれ13.8%見られます。



《将来の暮らし方についての希望》

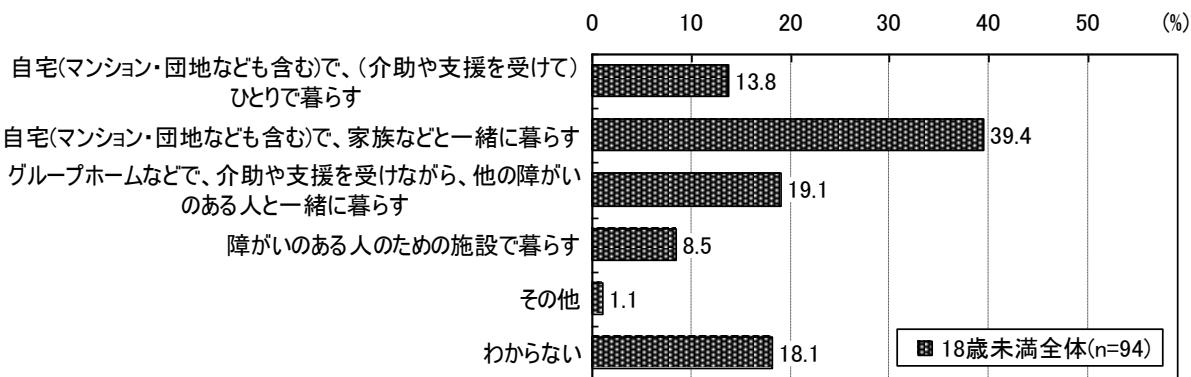
◆将来、どのような暮らしをしてみたいと思いますか。

- ・「自宅で、家族などと一緒に暮らす」が40.7%、「自宅で、ひとりで暮らす」が17.5%、「グループホームなどで、介助や支援を受けながら、他の障がいのある人と一緒に暮らす」が9.0%の順となっていますが、知的障がいのある人については、「グループホームなどで、介助や支援を受けながら、他の障がいのある人と一緒に暮らす」が37.5%を占めています。



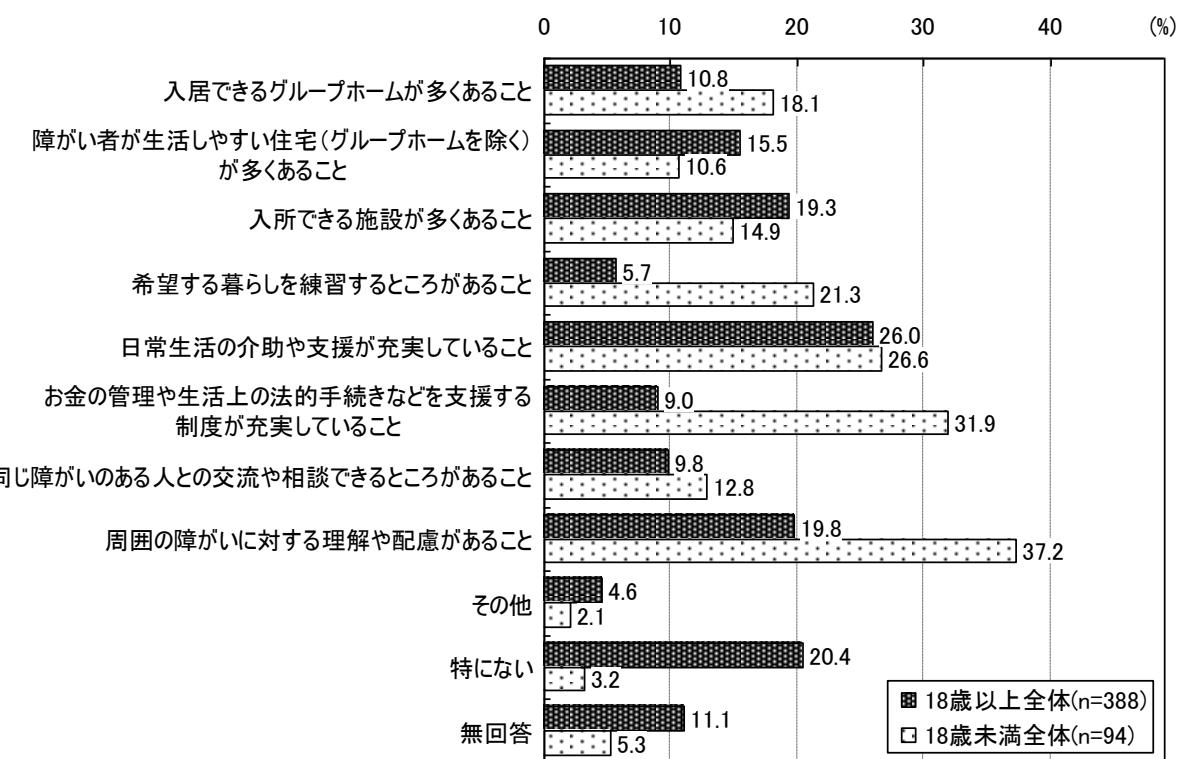
◆あなたが大人になったら、どのような生活をしてみたいと思いますか。

- ・「自宅で、家族などと一緒に暮らす」が39.4%と最も多くを占めますが、これに次いで「グループホームなどで、介助や支援を受けながら、他の障がいのある人と一緒に暮らす」が19.1%、「自宅で、ひとりで暮らす」が13.8%の順となっています。



◆あなたが、希望する暮らしをするためには、何が必要ですか。

- ・18歳以上では「日常生活の介助や支援が充実していること」が26.0%、「周囲の障がいに対する理解や配慮があること」が19.8%、「入所できる施設が多くあること」が19.3%などとなっています。
- ・18歳未満では、「周囲の障がいに対する理解や配慮があること」が37.2%と最も多く、次いで「お金の管理や生活上の法的手続きを支援する制度が充実していること」が31.9%、「日常生活の介助や支援が充実していること」が26.6%、「希望する暮らしを練習するところがあること」が21.3%の順となっています。



(2) 障がい者団体ヒアリングの結果

①調査の概要

計画の策定に向けて、市内の障がい者団体にご意見を伺いました。

調査対象	障がい者団体 3団体（河内長野市身体障害者福祉会、河内長野市心身障害児・者父母の会、河内長野市精神障害者家族会(わかば会)）
調査方法	記述式のアンケートを実施した上で、懇談会形式により聞き取りを実施
実 施 日	平成29(2017)年2月20日

②主な聞き取り結果

◆日頃、地域で暮らすなかで、また働いたり日中活動をするなかで、何か不安に感じていること、お困り事などがありますか。

- ・『収入のこと』収入はお小遣い程度、家族への負担が大、家族が当たり前に行っている現状。働いている人でも年金と合わせても給料が少なく、将来不安。
- ・理解を広げていきたいが、日々活動をし様々な学習を積み重ね自己変革しつつも、なお克服できないものがあります（内なる偏見）。それだけ精神障がい者に対する差別、偏見が厳しいといえると思います。自己改革も必要。
- ・電車やバスに乗ったりするとき、行き先確認することが困難です。
- ・道路で信号を確認することができないので、横断歩道を渡るのが不安です。
- ・点字ブロックの上に物を置くなどマナー向上をお願いしたい。
- ・金融機関での手続きが困難なときがあり、コミュニケーションが取りづらい。
- ・民生委員に話した方が良いとは言うが、守秘義務があるとはいえ話をしにくい。
- ・ご近所との交流を（近所に一人だけでも困ったときに言える人）。

◆団体活動などを通じて現在抱えておられる問題がありますか。また、今後の活動についてはどうのようにお考えですか。

- ・会員及び障がい者本人の高齢化が一番大きな問題です。会員の高齢化は会の活動を今までのように行なうことが難しくなります。また、若い世代に親の加入が極端に少なくなっています。われわれも若い世代の会員を取り込むように努力してまいりますが、市としてもよいアドバイスがいただけるようお願いします。
- ・会員の高齢化、自分自身の病気、親亡き後の不安を抱え、生活に希望を見出すことが難しい状況に置かれています。団体だけの問題ではなく何らかの社会的支援を切望します。家族が孤立しない活動をしていきたい。
- ・今後の活動は家族会の原点、支えあい、学習、啓発の三本柱で充実していきたい。若い会員さんを増やし、会の活性化。
- ・あかみねの利用に際し、交通の便が悪い。

◆障がいのある人への理解の促進、障害者差別解消法に基づく取組みの推進、だれもがともに支えあう地域づくりなどに向けた問題点や今後の課題について、お書きください。

- ・市民に対して障がいの理解を深め、差別のないようにしていただきたい。
- ・きちんとした知識、情報が広がるよう、市民の皆さん（学校、職場、地域）などにおいて継続的な啓発活動が必要。この法律の意義を知ってもらうことが大事。
- ・イベントをしても関係者のみ、広く市民の方に参加していただきたい。
- ・学校教育にも障がい者理解を積極的に取り入れてほしい。
- ・平成28(2016)年度、障害者差別解消法が施行されましたが、この法律の一般社会への浸透はまだまだのようです。市では「河内長野市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」及び「留意事項」をお決めになり、われわれとしても深く感謝しておりますが、市民へのアピールがやや不足しているように思います。
- ・地域の人たちや各企業への障がい者に対する理解を深めてもらうための啓発事業、特に障がい者本人との交流事業を進めていただき、障害者差別解消法を地域の方々や各企業に周知することで合理的配慮を理解してもらうことが大切だと思います。
- ・精神疾患はだれにでも罹りうる病気です。他人事ではありませんということをわかってもらいたい。まだまだ現実に偏見がある。
- ・身体、知的障がいとの格差が大きい。

◆障がいのある子どもの発達支援・教育、障がいのある人の就労機会の拡大と定着支援、様々な社会参加・体験の機会・場づくりなどに向けた問題点や今後の課題などについて、お書きください。

- ・教育現場では発達障がいの児童が増えているとお聞きします。数の増加は、今まで見過ごされてきた子どもたちに目が届くようになったからかも知れません。発達障がいの早期発見と早期の対策は子どもにとって大変重要です。ぜひ、きめ細かい対応をお願いします。
- ・医療的ケアが必要な児童も増加しているようです。市としても対応が大変なことはお察ししますが、万全の対応をお願いします。
- ・就労の場が少ない。仕事の種類が少なくて様々な選択ができるように。
- ・企業に対して障がい者雇用についての勉強をしてもらい、支援者、相談員を職場に置き働きやすい環境づくりを工夫してもらいたい。ふつうの人にも必要。
- ・職場同士の連携、交流でノウハウを共有できるようにしてもらいたい。
- ・ピア活動が活発にできるような体制が必要。

◆だれもが暮らしやすい生活環境づくり、障がいのある人に配慮した多様な住まいの確保、災害など緊急時の支援体制づくりなどに向けた問題点や今後の課題などについて、お書きください。

- ・障がい者の生活の基盤となるグループホームが不足しています。市営住宅・公営住宅の空き室利用や「住宅セーフティネット」の活用等もご指導願います。
- ・重い障がいのある人へのためのグループホームも必要です。
- ・グループホームがまったくない。（知的、身体の人と一緒に精神の場合難しい）
- ・ひとり暮らしを支える体制（アウトリーチ）の実現。困った時に相談できる体制。
- ・災害時における障がい者の避難等、具体的な施策をお願いしたい。
- ・災害時の相談支援者が必要。

◆障がいのある人に関わる相談支援体制や福祉制度・サービスなどにおける問題点や今後の課題などについて、お書きください。

- ・福祉制度、サービスを知らない人が多い。PR不足。
- ・家族が定期的に相談できる質の高い専門職の養成、相談員の増員。
- ・ピアサポートの活用。上から目線の支援ばかりではなく、同じことを経験した仲間からの言葉がどれだけ勇気を与えるかをわかってほしい。
- ・どこにもつながっていない人、来なくなったり、諦めて行かなくなったりした人に対する継続的な声かけ。
- ・今後、いきいきねっとCSW、地活、保健所、その他例会に声かけをしていく。
- ・障がいのある私たちの子どもも年を取ってきました。やはり心配なのは病気のことです。年に一度の健康診断でも、採血にどうしても応じない子どももいます。
- ・歯科については、関係各位の大変なご努力により、「南河内圏域障がい児（者）歯科診療」が開設され、大変ありがたく思っています。そこでは障がい児（者）との対応に高いスキルを持ったスタッフが担当してくれるそうです。
- ・広く医療全般に障がい児（者）を診てもらえる制度ができたらいいなと思います。
- ・計画に終わることなく、具体的に実行に移していただけるように。

◆障がいのある人も障がいのない人も、みんなが安心して暮らしていくにあたって、今後一層充実を図ったり、新たに取組むべきだと思う制度やサービス等がありますか。（障がい者福祉に限らず広くご意見をお書きください。）

- ・障がい者も人の子です。仕事や作業のあと、気楽に集まれる「たまり場」的なものがいるのではないかでしょうか。また、土曜や日曜の仕事がオフの日に集まれる場があれば良いなと思います。
- ・ボランティアセンターをよく利用しているが、古くなってきたので見てほしい。
- ・空き家、空き地を活用してコミュニティの場として活用。居場所づくり。
- ・祭りの参加、手伝い。
- ・現在の障がい者福祉制度を充実してほしい。

◆その他、障がい者長期計画・障がい福祉計画の策定や今後の福祉施策の推進に向けて、ご意見等がありましたら、ご自由にお書きください。

- ・『家族への支援』きめ細かい支援、継続的訪問など。
- ・『個別支援』質の高い相談員の養成と増員。
- ・平成28(2016)年7月、神奈川県の障がい者支援施設「津久井やまゆり園」(相模原市)で、元施設職員による19名死亡、27名重軽傷という殺傷事件が起きました。容疑者の残酷さには身が震える思いですが、さらに信じ難いのはこの容疑者の「障がい者には生きる価値がない」というメッセージに多くの賛同する書き込みがあったという事実です。この事件で私たち親も傷つきましたが、もっと深い傷を負ったのは障がい児・者本人たちであると思います。「私、生きてていいの」と尋ねた子どもの心には涙が出ます。私たち親も機会あるごとに「障がい者にも生きる価値がある。生きる価値のない命なんてどこにもない」と訴えていきたいと思います。

4. 今後の施策推進に向けた課題

①障がいのある人の地域生活を支える取組みの充実

全国的な傾向といえますが、本市においても障がいのある人や家族の高齢化が急速に進んでおり、家族の介護負担が増す傾向にあるとともに、家族がいなくなつたときの生活について、多くの人が不安を感じています。

アンケート調査や団体ヒアリングでは、障がいのある人の生活の場となるグループホーム（共同生活援助）の整備や緊急時の対応の強化、成年後見制度など権利擁護に関する取組みの充実が求められているところです。

本市では、平成29(2017)年度より近隣2市と地域生活支援拠点等の整備を行い、体験の場や緊急時の受け入れ先の確保等に取組んでいますが、拠点の運営状況を検証し、今後のあり方を検討するとともに、機能強化を図っていく必要があります。

また、相談支援に関しては、専門性の高い相談機能の充実が望まれていますが、基幹相談支援センターを核としながら、身近な地域における相談支援体制の充実を図る必要があります。

②障がいのある人の就労機会の拡大、就労・定着支援

障がいのある人が地域で生活を続けていく上で、社会の一員として、また、自己実現の一つの手段として、障がい特性や一人ひとりの意欲、適性、能力に応じて、身近に活動することや働くことができる場があることが望まれます。

アンケート調査や団体ヒアリングでは、日常的に困っていることとして、収入が少ないと多くの人があげています。現在、何らかの形で働いている人は、18歳以上全体の約2割にとどまっていますが、若年層については障がいに配慮された職場などの高い就労意向が示されています。

このため、障がいのある人が、より多く一般事業所等に就労し、また就労を継続するために、事業所等の理解を深めることとあわせて、療育・発達支援から就労支援へと切れ目なくつながるサポート体制を確立していくことが必要です。

また、福祉的就労に関しては、引き続き高い利用意向が見受けられることから、利用者の増加に応じた受け入れ体制の確保・充実が課題となっています。

③障がいのある子どもを育むための体制の充実

障がいのある子どもの健やかな成長、発達のために必要な療育、教育が受けられるよう乳幼児期から学校卒業まで一貫して支援し続ける仕組みが求められています。また、発達障がい等を始め障がいの多様化により、療育の対象となる子どもが増加しており、保健、医療、福祉、教育等の機関が密接に連携し、ネットワークをより充実したものにしていくことが必要です。

アンケート調査では、療育・教育等の相談体制や自立に向けた専門的な教育の充実、地域の小・中学校等での教育機会の拡充などが求められています。

障がいのある子どもが、ライフステージに応じた切れ目のない支援を受けることができるよう、継続性のある支援体制の構築が重要となります。

④障がいのある人への理解の促進

障がいの有無にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し支えあい、社会を構成する一員として暮らす共生社会を実現する必要があります。また、障害者差別解消法が施行され、本市においても障がいのある人に対する合理的配慮に関する周知・啓発、障がい者差別に関する相談への対応、障がい者差別を解消するための取組みなどを進めているところです。

アンケート調査によると、障がいや特性があることで何らかの差別を受けたり嫌な思いをしたという人は18歳以上の約55%、18歳未満については約90%となっており、地域社会や学校、職場等において障がいのある人への理解と配慮が求められています。

障がいのある人も障がいのない人も、地域社会を構成する一員として尊重しあい、支えあうまちをめざし、引き続き、啓発や「ともに学び、ともに育つ」教育を推進するとともに、交流を促進する必要があります。

1. 基本理念及び基本方針

自立と共生の社会を実現、 障がい者が地域で安心して暮らせる社会に

「すべての国民が、障がいの有無にかからず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」という障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無や程度にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し支えあい、社会を構成する一員として暮らす共生社会を実現する必要があります。

そのためには、あらゆる面において障がいのある人に対する差別をなくし、また、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約するような障壁を除くことにより、障がいのある人が地域の中で安心して自立した生活を営むことができる社会をめざす必要があります。

本計画では、「ノーマライゼーションの理念」と「リハビリテーションの理念」を継承しながら、次の基本方針を掲げます。

基本方針

①共に生きる社会

障がいの有無や程度に関わらず、すべての人が分け隔てられることなく、お互いに支えあい、共に生活を送ることができる地域社会をめざすこと。

②障がいのある人の権利擁護

すべての人の人権が尊重され、個人の尊厳が重んじられ、障がいのある人も安心して暮らせる地域社会をめざすこと。

③自立と社会参加

障がいのある人が社会を構成する一員として、社会、経済、文化などあらゆる分野において、積極的に参加・交流するなど、自立した活動ができる地域社会をめざすこと。

2. 施策展開の基本方向

本計画の基本理念及び基本方針の実現に向けて、障がいのある人の地域における自立した生活、積極的な社会参加を促進するための施策の推進に努めます。

①互いに理解し支えあうまち

障がいへの正しい理解を深めるための広報、啓発活動を推進するほか、地域社会における多様な交流等を通じて、すべての人が人権を尊重し、障がいのある人への差別や偏見をなくし、互いに理解を深めながら、ともに支えあい、助けあえる社会づくりを進めます。

また、地域におけるボランティア活動などを推進し、地域で支えあう意識の醸成に努め、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。

②安心して生活できるまち

だれもが家庭や地域社会の中で安心して暮らし、自立した生活を送ることができるよう、ライフステージや障がいの状況、ニーズなどを的確に把握し、保健・医療・福祉、その他の関係分野との連携のもとに福祉サービス等の支援を図るとともに、居住の場の確保や相談支援など、総合的に支援施策を展開します。

また、様々な社会的障壁を取り除き、障がいのある人に配慮したまちづくりを推進するとともに、すべての人が安心して快適に暮らせる環境の整備に努めます。

③自分らしく学び、活動できるまち

障がいのある子どもや発達上支援が必要な子どもの個性や能力を最大限に生かすことが重要で、障がいの早期発見のための体制を充実し、一人ひとりの個性に応じて、乳幼児期から卒業後にわたる一貫した支援を推進します。

また、障がいのある人の就労や社会参加に向けて、関係機関との連携のもと、生活や就労・雇用等における支援体制の充実に努めます。

第4章 推進施策

自立と共生の社会を実現、障がい者が地域で安心して暮らせる社会に

[本計画の施策の体系]

施策展開の基本方向	施 策
1. 互いに理解し 支えあうまち	(1) 啓発・交流 ①啓発・広報活動の推進 ②福祉教育の推進
	(2) 地域福祉 ①地域における支えあいの推進 ②ボランティア活動の推進
	(3) 緊急時の支援 ①防災対策の充実 ②防犯対策・消費生活の保護
	(4) 権利擁護 ①権利擁護の推進 ②差別解消・虐待防止
2. 安心して生活 できるまち	(1) 情報提供・相談支援 ①広報・情報提供の充実 ②相談支援体制の充実
	(2) 保健・医療 ①保健・医療サービスの充実 ②精神保健福祉施策の推進
	(3) 福祉サービス ①在宅生活の支援 ②日中活動の場の充実 ③生活の場の確保 ④各種制度の活用
	(4) 生活環境 ①バリアフリー化の推進 ②外出しやすいまちづくり
3. 自分らしく学 び、活動でき るまち	(1) 療育・教育 ①障がいの早期発見・療育体制の充実 ②子育て支援の充実 ③学校教育の充実
	(2) 雇用・就労 ①雇用機会の拡大と就労支援 ②福祉的就労の場の充実
	(3) 社会参加 ①外出支援の充実 ②意思疎通支援の推進 ③生涯学習・文化・スポーツ活動の振興 ④社会参加の促進

1. 互いに理解し支えあうまち

(1) 啓発・交流

きめ細やかな啓発・広報活動や学校・社会教育の場における「ともに学び、ともに育つ」教育などを通じて、障がい特性に応じた配慮など、障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めていきます。

①啓発・広報活動の推進

家庭や地域、学校、職場など様々な場面で、障がいのある人への偏見や差別を解消し、正しい理解と認識を深めることができるように、多様な機会を通じて広報・啓発活動を推進します。

今後の取組み	内 容
市民に対する啓発の推進	・「障がい者週間」、「障がい者雇用支援月間」、「人権週間」などにおいて、市民やボランティア団体、障がい者団体などの幅広い層の参加によるイベントや街頭キャンペーンなどを開催し、市民の障がいへの理解を促進します。
広報紙などによる障がい者理解の促進	・広報紙などを通じて、障がいのある人や障がいへの理解促進のための広報活動を行います。
啓発活動の推進の強化	・障がいへの理解を普及するために、各種団体などとの連携により啓発の強化に努めます。
市職員への研修	・新規採用職員研修において、障がい者施策関連の研修を実施するとともに、全職員に対する研修の充実を図ります。

②福祉教育の推進

子どものころから、障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、学校・幼稚園などにおける活動、総合的な学習の時間などを活用した人権教育、福祉学習の推進に努めます。

また、あらゆる年代の人が、様々な学習やふれあいの場を通じて、障がいのある人に対する理解と認識を深め、自ら気づき、できることから実践していくよう、各種講座・講演会の開催、学習情報の提供や内容の充実、相談支援などに努めます。

今後の取組み	内 容
福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育での総合的な学習の時間などを活用し、障がいへの理解を深める福祉教育を積極的に推進します。 ・まちづくり出前講座や各種講座などを通じて、人権の尊重や障がいへの正しい理解の推進に努めます。
学校でのボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や地域でのボランティア活動を通じて、児童・生徒が障がいへの理解や知識を身につけられるよう、学校・地域・関係機関と連携し支援します。
障がいへの啓発強化	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいへの理解を普及するために、各種団体などとの連携により啓発の強化に努めます。
障がい者施設等の利用者と地域住民との交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が利用する施設やグループホームなどにおいて、利用者が地域の一員として生きがいを持って暮らせるよう実施される地域住民との交流活動や積極的なボランティアの受け入れなどの推進をめざし、障がい者理解の促進に努めます。

(2) 地域福祉

地域福祉活動の展開を通じて、障がいのある人やその家族の生活、社会参加を支えていくための様々な取組みを進めます。

①地域における支えあいの推進

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで地域とともに創っていくことが求められています。

このような地域づくりをめざし、障がいのある人への理解と交流を深め、障がいのある人の地域生活や社会参加に対する支援を充実していくため、社会福祉協議会と連携しながら、民生委員・児童委員協議会、地区福祉委員会、地域活動団体などによる地域福祉活動の活性化を図ります。

また地域における福祉活動の展開を通じて、障がいのある人やその家族も含め、地域の人々が互いに見守り、支えあい、助けあって、だれもが安心して暮らせるような地域社会の形成をめざします。

今後の取組み	内 容
地域福祉活動の推進	<ul style="list-style-type: none">「地域福祉計画」に基づき、小地域ネットワーク活動やボランティア活動の促進に努めます。社会福祉協議会が「地域福祉活動計画」に基づいて展開する各種の取組みの拡充・活性化や組織基盤の強化について支援に努めます。
民生委員・児童委員活動の支援	<ul style="list-style-type: none">障がいのある人の身近な相談・支援者であり、地域福祉の推進者となる民生委員・児童委員の活動に対する支援に努めます。
障がいのある人の実態・支援ニーズなどの把握	<ul style="list-style-type: none">障がいのある人の日常的な見守り・支援や緊急時の対応などが円滑に行えるよう、個人情報に配慮しつつ、障がいのある人の生活実態や支援の必要性などの把握について、民生委員・児童委員などと連携し取組みを進めます。

②ボランティア活動の推進

障がいのある人への支援を目的とした活動をはじめ、多様な分野におけるボランティア活動、福祉活動への市民参加や活動の活発化を促進するため、広報・啓発、各種講座・研修の充実などによるボランティアの養成・確保をめざします。

今後の取組み	内 容
障がい者支援ボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者団体や社会福祉協議会などと連携しながら、点訳や音読、手話通訳、要約筆記など、障がいのある人を支援するボランティアの確保・育成に努めます。
市民公益活動への参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙や市のホームページなどを通じて、ボランティア活動などの市民公益活動の紹介や講座案内などを実施し、市民公益活動への更なる参加を促します。 ・ 市民公益活動に関する各種情報を収集し、情報を提供します。また、ボランティア活動入門講座や体験プログラム等を実施し、市民公益活動に参加するためのきっかけづくりを行います。 ・ 地域課題の解決に向け、地域が主体的に取組む活動を支援します。 ・ 市民公益活動支援センター「るーぷらざ」を中心に、ボランティア活動など市民公益活動の推進に関するさまざまな機能の更なる充実を図ります。

(3) 緊急時の支援

災害発生時に障がいのある人が速やかに避難し、被災後も安全に生活できるよう、地域の諸団体や関係機関と連携のもと、体制の充実を図っていくとともに、地域における防災対策、緊急時における支援体制づくりに努めます。

①防災対策の充実

障がいのある人などが地域で安心して暮らせるよう、災害時などの緊急時に備えて、支援の必要な障がいのある人などの日常的な実態把握から、緊急通報、救出・避難誘導、避難所などでの生活に至るまで、地域における支援体制の確立に努めるとともに、災害発生後の適切で迅速な支援体制づくりに努めます。

今後の取組み	内 容
防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「河内長野市地域防災計画」に基づき、避難行動要支援者の支援体制の推進を図ります ・障がいのある人をはじめ地域住民を対象とした防災教室や訓練を開催し、地域の自主防災活動組織の育成を図ります。 ・避難行動要支援者に対して迅速かつ適切な対応が行えるように災害時要援護者支援プランなどに基づき、体制の整備・充実を図ります。 ・災害時に避難場所として有効に利用できるように小・中学校、その他公共施設の福祉的整備を進めます。 ・広報紙などを活用し、わかりやすく災害時の避難場所や避難路の情報提供を行います。
緊急時の情報提供・通信体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域において緊急時に協力しあえる体制を促進します。 ・防災行政無線の音声不到達地域への周知方法を検討します。 ・避難行動要支援者支援制度の充実を図ります。

②防犯対策・消費生活の保護

障がいのある人などが犯罪や消費者被害にあうことのないよう、防犯対策等の強化・充実に努めるとともに、地域における防犯体制の充実をめざします。

今後の取組み	内 容
防犯体制の充実	・障がいのある人にとって、より安全・安心なまちづくりを推進するため、警察をはじめ関係各団体と連携し、防犯活動を推進します。
地域防犯力の向上	・障がいのある人にとって、より安全・安心なまちづくりを推進するため、住民の防犯意識の高揚と自主防犯活動の活性化を図ります。
消費者の意識や知識の向上	・障がいのある人を含め消費者の意識や知識を高めるため、消費生活講演会、出前講座やDVD利用など、啓発活動および学習機会の充実に努めます。
消費者保護の充実	・障がいのある人を含め消費者トラブルを防止するため、相談員の資質向上、関係団体との連携強化を図ります。

(4) 権利擁護

判断能力が十分でない障がいのある人等の意思決定を支援するため、関係機関と連携を図るとともに、成年後見制度など権利擁護の推進に取組みます。また、障がいのある人への差別の解消、虐待の防止に向けた取組みを進めます。

①権利擁護の推進

判断能力が十分でない障がいのある人等の意思決定を支援するため、成年後見制度など権利擁護の推進に取組みます。

また、福祉サービスの利用にあたり、関係機関との連携のもとに、サービスの質の向上に向けた取組みを進めます。

今後の取組み	内 容
日常生活自立支援事業の活用	・社会福祉協議会と連携を図り、福祉サービスを利用する際の援助や日常的な金銭管理支援などを行う「日常生活自立支援事業」の周知を進め、利用の促進に努めます。
成年後見制度の活用	・成年後見制度の周知を図り、後見人などの申し立てが困難な場合は、「市長による後見開始の審判申し立て」制度の活用に努めます。
苦情解決体制の整備	・府や関係機関などとの連携を図りながら、福祉サービスに関する苦情解決に向けた適切な対応に努めます。

②差別解消・虐待防止

障がいのある人に対する合理的配慮に関する周知・啓発、障がい者差別に関する相談への対応、障がい者差別を解消するための取組みなどを進めていくとともに、障がいのある人の虐待防止に向けた取組みをより一層進めます。

今後の取組み	内 容
障がい者差別解消に係る取組み	・障害者差別解消法に基づき、差別解消にかかる相談支援や大阪府広域支援相談員などとの連携に努めます。
障がい者虐待防止の体制整備	・障がいのある人に対する虐待の防止について、市民や事業者への周知・啓発に努めます。また、虐待の通報に基づく対応にあたっては、関係機関と連携するとともに速やかに状況等を把握の上、緊急性の判断等を行い、適切に対応します。

2. 安心して生活できるまち

(1) 情報提供・相談支援

障がいのある人の暮らしに役立つ情報や各種制度・サービスの利用に関する情報など必要な情報を得ることができるよう努めます。また、保健・医療・福祉などの関係機関と連携し、障がい種別などに応じた専門的な相談機能の充実を図るとともに、身近な地域における相談支援体制づくりに努めていきます。

①広報・情報提供の充実

広報紙やパンフレット、ホームページなどの活用、点字・音声化の促進などを通じて情報の適切な提供に努めます。

また、障がいのある人にとって必要な情報を、障がいのある人や家族などがわかりやすく入手できるような仕組みづくりに努めます。

今後の取組み	内 容
障がい福祉に関する情報提供の充実	・ 広報紙やパンフレット、ホームページなど多様な媒体を通じて、障がい者手帳の申請方法、各種支援制度・サービスの内容と利用方法などをわかりやすく紹介し、内容も充実していきます。
行政情報のバリアフリー化	・ 広報紙などの発行や市民に対するホームページでの情報提供に際しては、それぞれの障がいに応じた情報提供が図れるよう配慮に努め、行政情報のバリアフリー化を促進します。

②相談支援体制の充実

障がいのある人やその家族、支援者の抱える様々な相談ニーズに応じて、的確な相談支援が行えるよう、基幹相談支援センターを中心としながら、専門的な相談機能の充実と各相談機関間の連携強化を図り、市全体としての相談支援体制の更なる充実を図ります。

今後の取組み	内 容
障がいのある人のための相談支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者相談支援事業など、障がいのある人や家族などの相談ニーズに応じて、福祉サービスの利用援助や日常生活全般の相談への対応、専門機関への紹介などを総合的に行う各種相談支援事業の円滑な実施に努めます。
庁内における相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療・福祉など多分野にわたる障がい者施策に関する情報提供などが円滑に実施できるよう、庁内各部局の連携に努め、障がい種別にかかわらず、相談しやすい相談支援体制づくりなどに努めます。
身近な相談機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域における相談者となる障がい者相談員や民生委員・児童委員等の活動支援に努めます。また、これらの制度がより多くの人に利用されるよう、周知を図ります。 ・DVに関して、障がいにより相談等が阻害されることなく、被害者等の安全確保に努め、DV被害者等対策連絡会議をはじめとする関係機関との連携を充実させていきます。
相談支援機関のネットワーク化	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉に関する相談支援などが円滑に実施できる環境づくりを進めるため、基幹相談支援センターを中心とした相談支援機関の連携など支援体制の充実に努めます。
障がい者地域自立支援協議会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人や家族などを支えるための仕組みづくりの協議・調整・支援などを、関係機関の参画のもとに進める機関として、障がい者地域自立支援協議会の充実をめざし、支援に努めます。

(2) 保健・医療

障がいの原因となる疾病の発生予防、早期発見・早期治療に努めるとともに、関係機関との連携の強化に努めます。

①保健・医療サービスの充実

市民の心身の健康づくりを支援するため、健康づくりに関する知識や情報の普及啓発、健康診査、保健指導、健康相談など保健事業の推進に努めます。また、障がいのある人の健康づくりを支援するため、日常的な健康管理に関する知識の普及啓発、受診しやすい環境整備などに努めます。

また、障がいの軽減、機能回復などを図るため適切な医療やリハビリテーションの提供が不可欠であり、医療機関との連携などによる環境の整備に努めます。

今後の取組み	内 容
青年期から高齢期の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・健康相談等をより利用しやすいように体制を整えます。 ・生活機能の低下がみられる高齢者に対して、障がいの原因となる疾病予防のため、生活機能向上を図る通所型・訪問型の事業や、高齢者自らが健康づくりに取組むための介護予防教室を実施します。
障がいのある人に対する保健事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師などによる訪問相談・指導等、障がいのある人の健康の保持・増進に向け、個々の状況に応じて適切な保健サービスを提供できるよう努めます。 ・生活習慣病や二次障がいの予防、疾病の早期発見のため、各種健診に障がいのある人がより受診しやすくなるよう、実施体制等の条件整備を進めていきます。
医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が自宅で安心して療養できるよう、夜間・休日や緊急時の医療体制、訪問診療、訪問看護などの充実に向けて、関係機関に働きかけるとともに、市内・周辺地域における診療体制に関する情報の収集と提供に努めます。
歯科診療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の歯科診療所では治療を受けることが困難な障がいのある人の口腔ケア・治療・予防等の歯科診療を確保するため、歯科医師会と連携して取組みます。 ・口腔ケアや定期健診の重要性の啓発に努めます。また、歯科医師会と連携し総合的な歯科保健サービスを紹介します。
自立支援医療の円滑な実施	<ul style="list-style-type: none"> ・身体上の障がいを軽減し、日常生活を容易にするための医療費の一部を公費負担する自立支援医療の適正な実施に努めます。
リハビリテーション体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの軽減、機能回復などを図るため、医療機関など関係機関の連携のもとに、リハビリテーション提供体制の充実に努めます。

②精神保健福祉施策の推進

精神疾患の早期発見・早期対応が重要であり、関係機関との連携を促進し正しい知識や情報の普及に努めます。

また、未受診者を医療につなげるとともに治療を継続させるため、保健所などの関係機関と連携し、適切な支援に努めます。

今後の取組み	内 容
こころの健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師による健康相談（心身の健康に関する相談）を実施し、こころの健康の保持・増進を図るとともに、精神疾患や精神障がいについて正しい知識の普及・啓発を行います。 ・広報紙における自殺予防週間や自殺対策強化月間についての掲載、公用車への自殺予防に関するマグネットの掲示など、自殺対策についての啓発を行います。 ・自殺対策連絡会議を開催し、関係機関や自殺対策に関連する庁内各課との連携を図ります。
精神疾患の早期発見・早期治療	<ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患の早期発見・早期治療を目的に関係機関と連携を推進し、相談体制の充実に努めます。 ・医師、精神保健福祉士、保健師などによる精神保健・医療相談窓口を充実させ、個別支援に努めます。 ・「ひきこもり」や「成人期発達障がい」「思春期精神保健」の対応についても、保健所や相談機関と連携し支援に努めます。
精神保健福祉相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患のある人やその家族の相談に応じ、必要な情報提供や援助を行い日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域活動支援センターや相談支援事業などを充実させ、関係機関との連携の強化に努めます。
精神疾患のある人の社会復帰支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患のある人に対し、創作活動または生産活動などを通した社会参加を促進する場として地域活動支援センターの機能充実に努めます。
地域医療との連携体制の整備検討	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神障がいのある人の地域移行、地域定着に向けた支援体制の構築に向けた検討を進めます。

(3) 福祉サービス

障がいのある人の心身の状況やニーズなどを的確に把握し、ライフステージに応じて切れ目ないきめ細やかな支援ができるよう、保健・医療・福祉その他関係分野との連携のもとに福祉サービス等の生活支援施策の総合的な展開に努めます。

①在宅生活の支援

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送るために、利用者自らが主体的に必要なサービスを選択できるよう、各種生活支援サービスの充実に努めます。

今後の取組み	内 容
居宅介護などのホームヘルプサービスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活を営むことに支障がある障がいのある人が地域社会の中で安心して、また自立した生活が送れるよう、身体介護、家事援助、相談などのサービスを、障がいの種類や程度に応じて適切に提供できるよう努めます。 ・障がい特性を理解し、的確に対応できるよう、ヘルパーの資質向上に向けた取り組みに対して関係機関との連携のもと、支援に努めます。
短期入所（ショートステイ）事業などの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・一時的に家庭での介護が困難になった場合や家族の負担軽減を図るための短期入所事業について、サービス事業所との調整等により受け入れ体制の拡充をめざします。
日中一時支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス事業所との調整のもとに、障がいのある人の日中における活動の場の確保をめざし、日常的に介護している家族の支援に努めます。
地域生活支援拠点等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・富田林市、大阪狭山市と共同で、体験の場の確保、緊急時の受け入れ先の確保、コーディネーターの設置などを主な機能とする地域生活支援拠点等を面的整備型により整備しており、必要な機能を検討しつつ、機能強化を図っていきます。
その他の生活支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人がより円滑に、安心して日常生活が送れるよう、補装具費の給付や日常生活用具の給付など、障がいの状況に応じた各種生活支援サービスの充実に努めます。

②日中活動の場の充実

障がいのある人の自立した生活や社会参加を促進し、また家族の負担を軽減するため、関係機関、サービス事業所と連携・調整を図りながら、日中活動の場となる通所型事業の充実に努めます。

今後の取組み	内 容
障がい福祉サービスの実施	・府や周辺自治体、関係機関と連携しながら、障害者総合支援法に基づく介護給付や訓練等給付の日中活動系サービスの充実をめざします。
地域活動支援センター事業の実施	・創作活動や生産活動の機会の提供、地域社会との交流の促進などを行うとともに、日常的な相談支援、サービス利用の援助などを行う「地域活動支援センター」事業について適切な実施に努めます。

③生活の場の確保

障がいのある人が地域社会の中で自立し、安心して暮らしていくよう、グループホームなど生活の場の確保に努めるとともに、障がい者支援施設の利用者や精神科病院の長期入院者が地域生活へ円滑に移行できるよう、関係機関などと協力・連携し取組みを進めます。

今後の取組み	内 容
地域における生活の場の確保	・障がいのある人が、地域の中で必要な支援を受けながら共同生活を送る場となるグループホームの開設・増設を促進するため、府や関係機関と連携しながら、運営法人などへの働きかけに努めます。
施設入所への支援	・障がいや家庭の状況、障がいのある人・家族それぞれの希望を考慮しながら、入所施設に関する相談支援、情報提供に努めます。
地域生活への移行に向けた取組みの推進	・入所施設の利用者や精神科病院の長期入院者について、本人の希望を考慮しながら、家族や地域住民などの理解と協力のもとに、地域生活への円滑な移行を図るために支援のあり方を関係機関とともに検討し、取組みを進めます。

④各種制度の活用

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、各種支援制度の周知などに努めます。

今後の取組み	内 容
各種制度の周知と利用促進	・障がいのある人や家族の生活に寄与するため、税制控除、医療費の助成、各種料金の減免・割引制度などについて、障がいのある人や家族に情報提供し、制度が有効に活用できるよう図っていきます。
各種年金・手当などの情報提供	・障がいのある人が地域で自立した生活を営むことができるよう、国や府の制度に即し各種年金、手当などの情報提供に努めます。
医療費の助成	・障がいのある人が必要とする医療を容易に受けることができるよう設けられている府の制度などに係る周知に努め、活用を支援します。
利用者負担への配慮	・地域生活支援事業の利用に伴う自己負担額等については、国・府における基本的な考え方や周辺自治体の動向を踏まえ、軽減措置などの配慮に努めます。

(4) 生活環境

すべての人が安心して快適に暮らせるよう、住宅や公共施設、交通機関などの環境整備を進めます。

① バリアフリー化の推進

すべての人にとって安全で快適な日常生活空間の拡大を図り、だれもが自由に活動できるまちづくりを進めるため、関係法令に基づき公共施設や民間施設のバリアフリー化をめざし、「ユニバーサルデザイン」に関する市民・事業者の理解を促進します。

今後の取組み	内 容
建築物などのバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び大阪府福祉のまちづくり条例などにより、公共施設の出入口や廊下、トイレなどについて障がいのある人の利用に配慮した整備・改善を順次進めます。 民間による施設の建設や既存施設の改修において、「大阪府福祉のまちづくり条例」による整備基準に適合するよう啓発を進めます。
障がいに配慮した住宅整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> 既存の市営住宅について、大規模修繕の際だけでなく、あらゆる機会を捉えて、障がいのある人がより利用しやすい住宅環境づくりに努めます。 公営住宅の入居について引き続き窓口や電話などで相談の充実に努めます。 「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」について周知を図り、民間賃貸住宅などへの入居を支援します。
住宅バリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 個人住宅の福祉的整備を促進するために、住宅改造費用の助成制度の周知に努めるとともに、ニーズに沿った住宅の改修ができるよう、必要に応じて理学療法士などの専門スタッフとの連携のもと相談助言の充実に努めます。
ユニバーサルデザインの普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> 性別や年齢、障がいの有無など人々が持つ様々な特性や違いを越えて、みんなが使いやすい施設、交通手段、モノ、サービスなどをはじめから生み出していこうとする「ユニバーサルデザイン」の考え方の普及・啓発に努めます。

②外出しやすいまちづくり

だれもが安全で利用しやすいものとなるよう、関係機関との連携・協力のもとに道路交通環境や公共交通機関、公園などの整備・改善を進めています。

今後の取組み	内 容
移動・交通手段の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・低床式バスの導入を図ります。 ・バス車両内やバス停において、障がいのある人への行き先案内などの情報提供の配慮に努めます。
安全な歩行空間の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・「河内長野市移動円滑化基本構想」などに基づき、障がいのある人などが自由に移動できるバリアフリー環境の整備に努めます。 ・「人にやさしい道づくり」をめざし、歩道の整備や段差解消、転落防止柵やガードレールの設置、側溝の整備などを計画的に推進し、障がいのある人の利用に配慮した安全で快適な歩道空間の整備・改善に努めます。 ・視覚障がいのある人が安全に歩行できるように点字誘導ブロックの設置などの施策を推進します。 ・「河内長野市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき主要3駅周辺を放置禁止区域に指定し撤去・啓発活動を実施するとともに、通行の支障となる占用物の撤去を強化・啓発し、安全で快適な歩行空間の確保に努めます。 ・市民の憩いの場である公園が、障がいのある人も安全で快適に利用できるよう、整備・改善に努めます。また、トイレの水洗化や老朽化による更新時に、多目的トイレの設置を順次進めます。

3. 自分らしく学び、活動できるまち

(1) 療育・教育

発育や発達に支援が必要な子どもを早期に発見し、適切な療育につなげるため、保健、医療、福祉、教育、子育てなどの関係分野の緊密な連携のもとに、障がいの状況や特性などに応じて一人ひとりの子どもの個性や可能性を伸ばす取組みの推進を図ります。

①障がいの早期発見・療育体制の充実

母子保健事業の充実に努めるとともに、乳幼児健診や相談などでわかった発育発達上支援が必要な子どもや保護者に対し適切な支援が行えるよう、関係機関と連携し、療育相談・支援体制の充実を図ります。

また、学校においては、健康診断による疾病の早期発見と事後指導を徹底し、早期治療を進めるとともに、健康にかかる教育や健康管理を充実します。

今後の取組み	内 容
妊産婦及び乳幼児の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査や乳幼児健康診査などにより障がいのある子どもや支援が必要な子どもの早期発見に努め、適切な指導を受けることができるよう、相談や支援できる体制の充実を図ります。 ・低出生体重児や未熟児対象の訪問・相談も継続的に実施し、適切な指導を行います。
学齢期の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健を通じて、心身の健康の保持増進を図ります。 ・いじめや不登校などのこころの悩みに対応する教育相談の充実を図ります。
療育事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者を支援するとともに、それぞれの子どもに応じた成長・発達を促すため、できる限り早い時期から総合的な療育が受けられるよう、健康診査から一貫した地域における療育体制の整備を進めます。
就学前教育・療育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの早期発見・療育体制の強化とともに、幼稚園、保育所(園)、認定こども園で障がいのある園児・乳幼児の保育の充実を図ります。 ・サポートブック「はーと」を活用し、幼稚園、保育所(園)、認定こども園や児童発達支援センターと、庁内各課との連携を強化し、切れ目のない支援の充実を図ります。 ・障がいのある園児・乳幼児に関する関係機関のネットワークの充実を図り、一貫した相談・療育体制の確立に努めます。

②子育て支援の充実

「ともに学び、ともに育つ」という視点のもと、障がいのある子どもの保育所(園)や放課後児童会などへの受け入れ体制の充実をめざすとともに、相談支援体制の充実を図ります。

今後の取組み	内 容
障がい児保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもに対する保育需要の動向に応じて保育所(園)及び認定こども園における保育士等の加配に努めるとともに、施設・設備などの改善・充実、職員理解を深めるための研修など、障がい児保育の充実に向けた体制づくりに努めます。
放課後児童会における障がいのある子どもの受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後に保護者が家庭にいない児童を対象とする放課後児童会について、障がいの内容・程度などに応じて指導員を加配し、利用を希望する障がいのある子どもの受け入れに努めます。
ファミリーサポートセンター事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児（乳幼児～小学6年生まで）やその家族への支援ができるよう、研修の充実を図り、提供会員の確保に努めます。 ・サポート前の会員同士の打ち合わせを綿密に行います。
相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども教育支援センター、家庭児童相談室で、不登校児童・生徒への支援をはじめ、発達や障がいに関する相談体制の整備に努めます。 ・幼児健全発達支援事業「いち・に・のジャンプ！」において、健康診査で「要観察」になった幼児に対し、遊びを通して生活経験の充実や対人関係の向上を図るとともに、保護者に対する相談体制の充実を図ります。 ・サポートブック「はーと」を活用し、切れ目のない支援を実施します。
障がい児支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもが早期から、日常生活における基本的な動作の指導や、集団生活への適応訓練など適切な障がい児福祉サービスを受けることができるよう、関係機関と連携し、支援体制の充実を図ります

③学校教育の充実

障がいのある児童・生徒に対して適切な指導ができるよう、教職員の理解を一層深めるとともに、指導方法・指導内容・教材などを工夫しながら、一人ひとりの教育課題に的確に対応しその可能性を最大限に発揮できるよう教育を推進します。

障がいのある子どもが学習や学校での生活面で支障をきたさないよう、また障がいの程度に応じて適切に対応できるよう学校施設のバリアフリー化などの整備・充実に努めます。

今後の取組み	内 容
インクルーシブ教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 交流や共同学習など、障がい理解教育を計画的、継続的に実施し、すべての児童・生徒が安心できる居場所となる集団づくりを進め、「ともに学び、ともに育つ」インクルーシブ教育を推進します。
特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行います。 そのために、合理的配慮の視点を踏まえた「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、保護者や関係諸機関と連携した教育を進めます。 支援教育総合センター「りんく」及び市リーディングスタッフチーム、学識経験者等による相談体制を整備し、巡回相談の充実を図ります。 支援教育コーディネーターの指名や校内委員会の設置など、小・中学校における支援教育の充実に努めるとともに、教職員の専門性の向上のための研修の充実を図ります。 言葉や発音、コミュニケーション、情緒などについて何らかの個別の支援が必要な児童・生徒が、通級による適切な指導により、自信を持って生きていくことができるよう、通級指導教室の充実を図ります。
教育環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> 支援学級及び通常の学級において、児童・生徒の障がいの状態に応じた指導の充実を図るため、特別支援教育支援員や子ども介助支援員、介添員および看護師を配置します。、 特別支援学校並びに特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対して、通学の支援に努めます。 障がいのある児童・生徒が安全に安心して教育を受けられるよう、学校の設備などの充実に努めます。 就学及び進路相談について、保健、医療、福祉の専門機関が相互に連携しながら、幼児・児童・生徒の教育的ニーズの把握に努め、児童・生徒や保護者への支援体制づくりに努めます。

(2) 雇用・就労

一般企業・事業所での雇用をめざし、障がいのある人に対する職業訓練や情報提供の充実を図るとともに、就労後の職場定着を支援します。

また、一般企業などへの就職が困難な人を対象とする働く場、活動の場の充実など、関係機関と連携し、適切な支援に努めます。

①雇用機会の拡大と就労支援

障がいのある人の雇用の促進と障がいのある人が働きやすい職場づくりを進めため、関係機関と連携しながら、就労支援体制の確立に努めます。また、障がいのある人の就職や職業能力の習得・向上、就職後の安定就労などを図るため、相談支援・情報提供、職業訓練などの支援体制づくりを進めます。

今後の取組み	内 容
雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・就労を希望する障がいのある人に対する相談支援体制の強化に努めるとともに、就職後の支援に努めます。 ・障がいのある人の雇用相談や制度の情報提供、定着支援などを行います。 ・国・府・市の雇用・就労に関する情報提供を行います。
就労支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施策とトライアル雇用、ジョブコーチなどの障がい者雇用促進施策との連携が図られるよう、就労移行支援や就労継続支援の事業者などに情報を提供します。 ・就職を希望する人を対象に、働くための基礎訓練や事業所での職場実習、ハローワークと連携した職探しや相談事業など、基礎訓練から就職後の定着に向けた支援を行います。
福祉的就労から一般就労への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービスである就労移行支援などの利用を通じて、福祉的就労の場に通う障がいのある人が一般就労へ円滑な移行を図れるよう、就労支援関係機関等による協力・支援体制づくりに努めます。

②福祉的就労の場の充実

一般企業などで働くことの難しい障がいのある人が、身近な地域において働く場や活動の場を確保できるよう、福祉的就労の場の充実をめざします。

また福祉的就労の場に通う障がいのある人がいきいきと働きながら収入が得られるよう、また、福祉的就労の場の機能強化を図るため、障害者優先調達推進法に基づく支援に努めます。

今後の取組み	内 容
福祉的就労の場の充実等	<ul style="list-style-type: none">一般企業などの雇用が困難な障がいのある人に対して、身近な地域において就労の場を確保できるよう障がいの状況に応じた福祉的就労の場の充実をめざすとともに情報提供に努めます。
福祉的就労の場の機能強化	<ul style="list-style-type: none">福祉的就労の場における販路拡大、販売体制の充実を支援します。商品開発や経営ノウハウの向上など、福祉的就労の場の機能強化について、先進事例にかかる情報提供など適切な支援に努めます。
障害者優先調達推進法に基づく物品などの調達	<ul style="list-style-type: none">障害者優先調達推進法に基づき、福祉的就労の場における受注機会の拡大を図るため、授産製品などの調達に努めます。

(3) 社会参加

就労、就学、生涯学習・スポーツ活動など、地域で行われる幅広い活動に参加するため意思疎通支援や外出支援など適切な支援に努めます。

また、障がいのある人が地域社会の一員として参加し、社会的役割を担うような取組みを進めるなど、多様な市民活動の促進に努めます。

①外出支援の充実

社会参加目的などで外出する際に、介助を必要とする人が安心して外出できるよう、外出支援サービスの充実に努めます。また、社会参加をより一層促進するため、自動車運転免許取得や自動車改造などの支援を行います。

今後の取組み	内 容
外出支援サービスの提供	・同行援護や行動援護などの障がい福祉サービス、地域生活支援事業における移動支援事業など、障がいのある人の社会参加を促進するため、適切な外出支援に努めます。
各種助成等の実施	・障がいのある人の社会参加などを支援するため、自動車運転免許取得や自動車改造に要する費用の一部を助成します。

②意思疎通支援の推進

障がいのある人が多くの人々と円滑にコミュニケーションが行えるよう、手話通訳者や要約筆記者などの派遣を行います。

今後の取組み	内 容
手話通訳者・要約筆記者の派遣	・聴覚障がいや音声・言語機能に障がいのある人が社会生活を送る上でコミュニケーションを円滑に行うことができるよう、関係団体と連携し、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
各種奉仕員の養成促進	・府や関係団体などと連携し、障がいのある人のコミュニケーションを支援する手話奉仕員、要約筆記奉仕員などの養成を促進します。
音声による広報などの発行	・視覚障がいのある人のために、音声による広報の発行などを進めます。

③生涯学習・文化・スポーツ活動の振興

障がいのある人が生涯学習・文化・スポーツ活動などを通じて社会に参加し、健康づくりや生きがいづくり、自己実現を図れるよう、活動への参加を促進します。

今後の取組み	内 容
スポーツ活動の振興	<ul style="list-style-type: none"> 「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、障がいの有無を問わず、すべての人が利用しやすいスポーツ・レクリエーション施設の整備・改善に努めます。 障がいのある人をはじめすべての人が、気軽に参加しやすいスポーツプログラムを充実させ、スポーツ・レクリエーション活動に参加する機会を拡大するために広報の充実に努めます。
文化・芸術活動の振興	<ul style="list-style-type: none"> 文化祭や古典芸能鑑賞に市民が実施主体となって取組んで行く中で、障がいのある人も参加できるよう配慮します。 障がいのある人のニーズにあった文化講座などの実施や手話通訳・要約筆記の実施など参加しやすい施設設定や条件整備などに努めます。 だれもが気軽に文化芸術に接することができるよう、文化団体やアーティストが身近な場でパフォーマンスを行うなど、文化の出前（アウトリーチ）ができるような仕組みをつくります。
学習環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人が学習活動しやすいよう、豊富な学習情報を多面的に提供するとともに、施設のバリアフリー化や学習プログラムの開発・改良、支援ボランティアなどの育成・確保など、学習環境の充実に努めます。
図書館サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障がい者や聴覚障がい者など、障がい者も情報の入手がしやすい環境づくりを進めます。インターネットを活用した録音図書の提供や福祉施設への資料貸出を行うとともに、図書館サービスのわかりやすいPRにも努め、図書館内外での読書推進と情報の提供を進めます。 認知症の方や家族、サポートする方のつながりの場として、図書館のグループ室を提供するとともに、図書館資料を活用した認知症の予防や改善に向けた情報の提供を進めます。 知的障がい者や発達障がい者にも読みやすく、わかりやすい図書館資料を1か所にまとめ、図書館内の目につきやすい場所にコーナーを設置することで、読書の楽しみを伝えます。 図書館を知的障がい者や精神障がい者などの就労体験の場として提供します。

④社会参加の促進

地域社会におけるコミュニティ活動、まちづくりなどに障がいのある人や家族が参画しやすい環境づくりを促進するために、当事者団体と連携し取り組みを進めます。

今後の取組み	内 容
社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人やその家族が参加しやすいような環境づくりに障がいのある人の意見を反映させるため、積極的な参画を図ることが必要であり、当事者団体との連携を促進するなど支援に努めます。
障がい者団体の活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人や家族・支援者が組織する各障がい者団体における自主的な活動の支援に努めます。 ・障がいの種別を超えた団体相互の交流や障がいのある人と障がいのない人の交流を促進するなど、団体活動の活性化をめざします。 ・障がいのある人や家族が周辺地域や府内外の障がい者団体の行事・会合などに参加し、活動の輪を広げて活躍できるよう支援に努めます。

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、各施策や事業の実施状況について定期的に点検・評価を行うとともに、施策の充実・見直しについての検討を進めます。

また、計画の進捗状況について、「河内長野市障がい者施策推進協議会」へ報告するとともに、幅広い市民意見の把握に努め、施策・事業の効果的かつ継続的な推進を図り、次期計画の策定等において適宜反映していきます。

2. 計画推進体制の充実

①府内連携の強化

障がい者施策は、保健・医療・福祉・教育・子育て・就労・生活環境など、あらゆる分野、領域にわたっています。このため、府内関係各課による情報交換や意見交換に努めるなど連携・調整の強化を図り、総合的・効果的な取組みを推進していきます。

②国、大阪府、近隣市町村、関係機関等との連携・ネットワークづくり

障がい者施策の円滑な推進に向け、国、大阪府、近隣市町村等との連携強化を図ります。

また、本計画に基づく施策の円滑な推進のためには、市民、ボランティア、関係団体などの協力が必要であり、保健・医療・福祉関係などによる連携の強化を図るとともに、それぞれの役割を整理しながら地域社会における支援体制の充実を図ります。

参考資料

1. 策定体制と経過

(1) 策定体制

○河内長野市障害者施策推進協議会条例

昭和48年10月2日
条例第28号

(設置)

第1条 本市に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項の規定に基づき河内長野市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 協議会は、本市における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整をする事項を調査審議する。

(組織)

第3条 協議会は委員15名以内で組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 障害者
- (5) 障害者の福祉に関する事業に従事する者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1名を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選により定める。

3 会長及び副会長の任期は委員の任期による。

4 会長は協議会を代表し、会議を総括し、会議の議長となる。

5 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会について必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年3月30日条例第2号)

1 この条例は、心身障害者対策基本法の一部を改正する法律(平成5年法律第94号)附則第1項ただし書に規定する政令で定める日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の河内長野市心身障害者対策協議会条例第3条第2項の規定により任

参考資料

命されている委員は、改正後の河内長野市障害者施策推進協議会条例第3条第2項の規定により任命され、又は委嘱された委員とみなす。

附 則(平成15年3月28日条例第7号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年6月24日条例第18号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月27日条例第18号)
この条例は、公布の日から施行する。

○河内長野市障害者施策推進協議会規則

昭和48年11月5日
規則第16号

第1条 この規則は、河内長野市障害者施策推進協議会条例(昭和48年河内長野市条例第28号)第6条の規定に基づき、河内長野市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の議事、その他必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 協議会は会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第3条 会長は必要があると認めるときは、協議会の議事に關係のあるものに出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

第4条 協議会の庶務は、別に定める部署において処理する。

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行後、最初に招集される協議会の招集及び会長が決定されるまでの協議会の議長は、市長が行う。

附 則(昭和61年10月1日規則第22号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年9月30日規則第18号)
この規則は、平成4年10月1日から施行する。

附 則(平成6年3月30日規則第3号)
この規則は、河内長野市心身障害者対策協議会条例の一部を改正する条例(平成6年河内長野市条例第2号)の施行の日から施行する。

附 則(平成7年9月29日規則第26号)
この規則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則(平成11年9月30日規則第44号抄)
1 この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第21号抄)
(施行期日)
1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

○河内長野市障がい者施策推進協議会委員名簿

(任期：平成29年8月1日～平成31年7月31日、敬称略)

該当 条項	委員名	所 属	分 野
1号	浦山 宣之	河内長野市議会	市議会
2号	中林 才治◎	(社) 河内長野市医師会 会長	医療
	尾上 伸枝	河内長野市教育委員会 委員	教育
	山本 幸子	地域生活総合支援センターきらら 所長	福祉
	吉村 祐二〇	(福) 河内長野市社会福祉協議会 会長	福祉
	千田 利勝	河内長野市民生委員児童委員協議会 会長	福祉
	黒田 隆之	桃山学院大学社会学部 准教授	福祉
3号	村田 憲司	河内長野公共職業安定所 所長	雇用
	大家 角義	大阪府富田林保健所 参事兼地域保健課長	保健
4号	竹川 康文	河内長野市身体障害者福祉会 会長	障がい者
5号	富田 芳男	河内長野市心身障害児・者父母の会 会長	福祉従事者
	杉浦 淑子	河内長野市精神障害者家族会「わかば会」 会長	福祉従事者
	大谷 多美子	河内長野市作業所連絡協議会 代表者	福祉従事者

※委員名欄の◎は会長、〇は副会長

異動のあった前委員

委員名	所 属	任 期
丹羽 実	河内長野市議会	平成27年9月～平成29年7月
杉田 啓史	地域生活総合支援センターきらら 所長	平成27年8月～平成29年3月

○河内長野市障がい者地域自立支援協議会設置要綱

平成28年7月1日

(目的及び設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3に基づき、障がい者等への支援の体制の整備を図ることで、誰もが安心して生活できる地域を構築するため河内長野市障がい者地域自立支援協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること
- (2) 地域の情報共有や課題抽出に関すること
- (3) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること
- (4) 相談支援事業に関すること
- (5) 河内長野市との協働に関すること
- (6) その他協議会が必要と認めること

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる会員によって構成する。

- (1) 保健・医療関係機関
- (2) 教育・保育関係機関
- (3) 関係行政機関
- (4) 相談支援事業関係機関
- (5) 就労・雇用関係機関
- (6) 福祉サービス関係機関
- (7) 地域福祉活動関係機関
- (8) 各専門部会代表
- (9) 障がい関係団体（当事者、家族等）
- (10) その他必要と認める者

2 協議会は、全体会議、運営会議、代表者会議及び専門部会によって構成する。

(会議)

第4条 協議会は、必要と認めるときに全体会議を年1回以上開催し、その他の会議については、必要に応じて開催する。また、必要な場合は、会員以外の者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第5条 会員は、協議会において知り得た個人情報を他に漏らしてはならないものとする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、河内長野市の基幹相談支援センターにおいて行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市担当課と協議し対応する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

○河内長野市障がい者地域自立支援協議会全体会 関係機関一覧

NO	事業所名
1	河内長野公共職業安定所
2	河内長野市商工会
3	大阪府富田林保健所
4	大阪府富田林子ども家庭センター
5	河内長野市社会福祉協議会
6	河内長野市心身障害児・者 父母の会
7	河内長野市身体障害者福祉会
8	河内長野市精神障害者家族会わかば会
9	大阪障害児・者を守る会 河内長野支部
10	河内長野市保健福祉部障がい福祉課
11	ピアセンターかわちながの
12	河内長野市障がい者地域自立支援協議会 就労支援部会
13	河内長野市障がい者地域自立支援協議会 地域生活定着支援部会
14	河内長野市障がい者地域自立支援協議会 子ども部会
15	河内長野市民生委員児童委員協議会
16	河内長野市ボランティア連絡会
17	地域活動支援センターこころッと
18	株式会社Nフィールド デューン河内長野
19	医療法人恒昭会 青葉丘病院

(2) 計画策定の経過

年月日	内 容
平成28年10月24日	河内長野市障がい者施策推進協議会
平成28年12月20日～ 平成29年1月20日	障がい者長期計画・障がい福祉計画の策定に向けたアンケート
平成29年2月20日	障がい者団体ヒアリング
平成29年3月17日	河内長野市障がい者施策推進協議会
平成29年6月28日	河内長野市障がい者地域自立支援協議会
平成29年8月24日	河内長野市障がい者施策推進協議会
平成29年11月20日	河内長野市障がい者施策推進協議会
平成29年12月22日	河内長野市障がい者地域自立支援協議会
平成30年1月9日	河内長野市障がい者施策推進協議会
平成30年1月29日～ 平成30年2月28日	パブリックコメント実施

2. 用語の解説

用語	解説	ページ
あ 行		
インクルーシブ	教育や福祉の分野等において、障がいがあることによる区別を取り除き、誰もが対等な関係で関わりあい、社会や組織に参加する機会が提供されるような状態。	12
か 行		
基幹相談支援センター	障害者総合支援法において位置づけられ、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談業務、専門相談、相談支援事業所等への専門的な指導・助言、日常生活自立支援事業及び成年後見制度の利用支援などの業務を行う。	14
権利擁護	障がいのある人や入院患者をはじめ、自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な人に代わって、援助者が代理・代弁することでその権利やニーズの獲得を行うこと。	2
高次脳機能障がい	交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障がいが起きた状態。注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことは覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が現れ、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障をきたすようになる。外見上ではわかりにくいため、周囲の理解が得られにくいといわれている。	6
合理的配慮	障がいのある人が均等な機会を享受できるようにするための周辺環境の修正・調整を行うこと。	1
さ 行		
児童発達支援センター	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。	3
社会資源	社会ニーズを充足するために活用できる制度、機関、組織、施設・設備、資金、物品、さらに個人や集団が有する技能、知識、情報などをあわせた総称。	12
障害者法定雇用率制度 (法定雇用率)	障がいのある人の雇用を促進するため、障害者雇用促進法に基づき、一般の民間企業や国・地方公共団体などに対して、雇用している労働者総数に占める障がいのある人の割合を定め、それ以上の雇用を目指す制度。未達成の事業者には、納付金(罰則金)の支払いや「雇用計画」の作成を義務づけ、場合によっては厚生労働大臣による事業者名の公表などがある。平成30(2018)年度から、身体障がいや知的障がいのある人に加えて、精神障がいのある人(精神障がい者保健福祉手帳保持者)も算定基礎となる。	3

参考資料

用語	解説	ページ
ジョブコーチ	障がいのある人が働く職場に出向いて、作業効率やコミュニケーションなどの課題を改善し、職場に円滑に適応するためのきめ細かな支援を行うもの。	67
身体障がい者手帳	身体に障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障がい者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、じん臓、ぼうこう、または直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に分けられる。	9
精神障がい者保健福祉手帳	障がいのある本人の申請に基づき、居住地または現在地を管轄する市町村を経由して、都道府県知事より交付される。手帳の取得により福祉サービスの利用や各種の支援策が講じられることを促進し、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としている。	10
成年後見制度	知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。	15
総合的な学習の時間	横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考える時間。国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、児童の興味・関心に基づく課題についての学習活動、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動などを行う。	11
た行		
地域活動支援センター	障がいのある人などを対象として、地域の実情に応じ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などのサービスを提供する通所施設。	16
通級	軽度の障がいがある児童生徒が、通常の学級に在籍しながら、障がいの状態に応じて特別な指導を受ける教育形態。	12
通級指導教室	軽度の障がいがある児童生徒が、通常の学級に在籍しながら、障がいの状態に応じて特別な指導を行う制度。障がいの状態を改善・克服するための自立活動や各教科の指導などを行う。	12

用語	解説	ページ
DV (Domestic Violence)	家庭内暴力と直訳される。一般的には家庭内に止まらず親密な関係における男女間での暴力を意味する。身体的暴力に限らず、心理的な暴力も含まれる。	56
特別支援学校 (支援学校)	障がいのある人等が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けることや、学習上または生活上の困難を克服し、自立が図られることを目的とした学校。	13
特別支援教育	障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点のもと、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。	12
トライアル雇用	ハローワークの紹介により、原則として3ヶ月間試行的に雇用され、その間に仕事をする上で必要な指導などを受け、その後の本採用への移行を目的とする制度。	67
な 行		
内部障がい	身体障がいの一種類で、呼吸器機能障がい、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、ぼうこう・直腸障がい、小腸障がい、肝臓機能障がい、後天性免疫不全症候群がその障がい範囲。	9
難病	原因が不明で治療法が確立していない希少な病気で、長期的な療養が必要な病気のこと。	2
ノーマライゼーション	障がいのある人を特別視するのではなく、社会の一員として障がいのない人と同等に、地域の中で普通の生活が送れるように条件を整備すべきであり、障がいのある人と共に生きる社会こそ「ノーマル（あたりまえ）」であるという考え方。	1
は 行		
発達障がい	発達障害者支援法で、「『発達障害』とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」（第2条）と定義される。	2
バリアフリー (barrier free)	住宅建築用語として、障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去するという意味で、段差などの物理的な障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。	17

参考資料

用語	解説	ページ
ピアカウンセリング	障がいのある人等が、自らの体験に基づいて同じ仲間（ピア）である障がい者等の相談に応じ、ともに問題解決を図ること。	14
ファミリーサポートセンター	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者を会員登録し、その相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。	13
福祉的就労	一般事業所への就労が困難な障がいのある人が、福祉的な配慮のもとに事業所などで工賃収入を得て働くこと。	43
ボランティア (volunteer)	個人が自発的に決意・選択し、人間の持っている潜在的能力や日常生活の質を高め、人間相互の連帯感を高める活動そのものや活動している人のこと。自発性（自立性）・無償性（非営利性）・公共性（公益性）・先駆性（開発性）などを特徴とする。ただし、非営利的有償サービスへの参加なども含められるようになり、より多義的なものとなっている。	11
や 行		
ユニバーサルデザイン	誰もが利用しやすいように製品、建物、環境などを設計、デザインすること。最初から利用しやすくすれば、バリアもないため、バリアフリーより広い概念としてとらえられる。（万人向け設計）	62
要約筆記	意思疎通手段の一つで、話し手の内容の要点を筆記して聴覚障がい者に伝達するもの。	13
ら 行		
ライフステージ (life stage)	人の一生を幼年期から老年期までのいくつかに区分した段階。それぞれの段階において生じる生活問題に応じた福祉的援助のあり方が検討されている。	12
リハビリテーション (rehabilitation)	人権の視点に立って、障がいのある人の可能な限りの自立と社会参加を促進するための方法。医学的・職業的・社会的・心理的リハビリテーションが、個々別々に実施されるのではなく、総合的・体系的に実施されることにより、障がいのある人のライフステージのすべての段階において、人間らしく生きる権利を回復させるという概念。	1
療育	心身に障がいのある児童が社会的に自立できるように、医療と保育・教育をバランスを保ちながら並行してすすめること。	3
療育手帳	本人またはその保護者が居住地の福祉事務所に申請し、子ども家庭センターまたは知的障がい者更生相談所において知的障がいであるとの判定に基づいて都道府県知事（指定都市市長）により交付される。特別児童扶養手当の受給や税の減免などの諸制度の利用や、一貫した指導、相談、援護などを受ける際に活用される。	10

